

無關係ではなかつたのであらう。從來岩代の會津を以て之に擬して居るが、アヒツは河川の合流點にある津をいひ、次朝の本牟智和氣皇子の記事にも尾張の相津とあり〔記〕、一地點に限られた固有名詞ではないから、名號だけを以て速斷することは許されぬ。越後の東北部が皇化に浴したのは比較的後世のことで、孝徳朝に至り漸く邊寨を^{ヌケリ}淳足まで進められたのであるから〔紀〕、大毘古命が阿賀川まで進出せられた筈はなく、建沼河別命が東方十二道に遣はされたところのは、後世の東海道十五國から、伊賀、伊勢、志摩の三國を除いた數をあげたのであらうが、常陸風土記によるも此朝に於て同國以北に勢力範圍を擴げられた形跡はなく、此王子が常陸に出現したとも説かれて居らぬから、駿河の阿倍以東には進出せず、此地から富士川を遡り、甲斐を経て信濃に出で、木曾峽谷を下つて歸路についたものと想像せられる。されば大毘古命も亦北陸海岸を沿うて東行し、越後の西界から姫川を浜り、信濃國安曇郡を経て、同じく木曾谷に出られたものと假定する

と、或一地點に於て會合せられたことも有り得べきである。此推測に大差なしとすれば、相津は貞觀八年六月從四位下に叙せられた信濃國會津比賣神〔三代實錄〕の社地で、神名帳に安曇郡川會神社とある社が之に當り、今も北安曇郡會染村十日市場舊川合湖趾に存し、高瀬川と犀川との合流地點であるから、川會とも會津とも呼ばれたものと思はれる。

紀記にあらはれた事蹟は此だけであるが、上記の如く豊城入彦命は東を治めしめられたとあり(第六三頁)、常陸風土記には同國の經略を叙して居るから、此外にも大小の遠征隊が派出せられ、少くとも常陸、下野、上野地方は一旦歸伏したものとせねばならぬ。之に關する風土記の記事は左の通りである。

〔新治郡〕 古老曰、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平東夷之荒賊、俗曰阿良夫流要斯母乃遣新治國造祖一名曰比奈良珠命、此人罷到云々

〔筑波郡〕 古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬筑篁命トモガラ於紀國之國造時、筑篁命曰、欲令身名者著國而後世流傳、即改本號更稱筑波者

〔行方郡〕 古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世、爲平東夷之荒賊遣建借間命即此那賀國造初祖引率軍士、行略凶猾、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見、爰疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、來覆我上、若有荒賊之烟者、去靡海中、時烟射海而流之、爰自知有凶賊、即命徒衆、擣食而渡、於是有一國栖、名曰夜尺斯夜筑斯、二人自爲首帥、掘穴造堡、常所居住、覘伺官軍、伏衛抗拒、建借間命、縱兵驅追、賊盡遁還、閉堡固禁、俄而建借間命大起權議、校閱敢死之士、伏隱山阿、造備滅賊之器、嚴飭海渚、連舩編棧、飛雲蓋、張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、杵島唱曲、七日七夜遊樂歌舞、于時賊黨聞盛音樂、舉房男女悉盡出來、傾濱歡咲、建借

間命令騎士閉堡、自後襲擊、盡囚三種屬、一時焚滅

右によれば崇神天皇の御代に此地方に派遣せられたと明記せられて居るのは、比奈良珠命、筑篁命、建借間命の三人であるが、ヒナラタマは同書卷頭に倭武天皇巡狩東夷之國幸過新治之縣、所遣國造毗那良珠命とあり、國造本紀にも新治國造の始祖は比奈羅布命といひ、成務朝の任命とせられて居るから、崇神朝の人としたのは誤傳であらう。筑篁は原文によればツクバ又は其類似音の假字と思はれるが、いづれにしても武力的平定の後に於て民治の爲に派遣せられたもの、やうであるから、征討に従事したのは建借間命一人とせねばならぬ。戦況は右に引用した一條の外は傳へられて居らぬが、那賀(仲)國造の祖とある所を見ると、此地方鎮定の爲に残留したものと思はれる。

此人は國造本紀によれば神八井耳命系であるから(五一―五二頁)、其引率した隊伍は大和のヒ(火)族人から構成せられたものと思はれることは、第二卷(一四四頁)

に述べた通りで、彼等が謡うた杵島曲キシマツに賊衆が聞き惚れたとある所を見ると、其樂曲を解したものとせねばならず、國栖とはあるけれども、夜尺斯、夜筑斯等も同族であつたものゝやうである。杵島曲は肥前風土記殘簡(萬葉抄所引)に、毎歲春秋、郷閭の士女が提酒抱琴して杵嶋山に登り、樂飲歌舞する曲の名なりとし、左の歌詞をあげて居る。

霰ふる きしまが嵩を さかしみと 草とりかねて 妹が手をとる

然るに此歌は萬葉集第三卷に仙ヤマヒトツミノエ柘枝の歌として、第二句をキシミが嵩とかへて収録せられ、古事記に速總別王の詠としてあげた

はし立の 倉椅山を さかしみと 岩かさかねて 我手とらすも

とある歌も、同じ曲調に屬するものゝやうであるから、肥前國ばかりではなく、夷曲中の秀絶なるものとして、大和に於ても吟誦せられたのであらう。但し歌詞そのものは夷人の賦ではなく、ヤマト人が此曲に合せて作つたものとすべきで、

杵島といふ地名に因んで、特に肥前國の民衆によつて愛誦せられ、後世まで傳へられたものと思はれる。されば東國の夷族も此曲調に魅惑せられたので、賊衆が掘穴造_レ堡とあるのも、鑿穴を設けて居住した此種族の特色を暗示するものゝやうである。

常陸風土記茨城郡の條下に、國巢(都知久母)を討伐したとある黒坂命も、大臣(多臣)の族トモガタとせられて居るから、建借間命と同族で、年代は明示してないが、或は其同行者か、若くは卑屬の一人であつたのであらう。其戦功については同書に次の如く記述せられて居る。

〔茨城郡〕……此時大臣オホノオミ族黒坂命、伺_レ候出遊之時、以_レ茨蘇_レ塞_レ施穴内、即縱_レ騎兵_レ急令_レ逐迫、佐伯等如_レ常欲_レ走而歸_レ土窟、盡繫_レ茨蘇_レ衝害刺傷、終疾死散……
或曰、山之佐伯、野之佐伯自爲_レ賊長、引_レ率徒衆_レ横行國中、大爲_レ劫掠、時黒坂命規滅_レ此賊_レ以_レ茨城造……

〔逸文〕 黒坂命征討陸奥蝦夷、事了凱旋、及ニ多歌郡角枯之山、黒坂命遇^{モウセヌ}病身故
云々(萬葉抄所引)

こゝに陸奥とあるのは當時の柵外地方の謂で、若し黒坂命が崇神朝の人であつたとするならば、多賀郡境を出でなかつたと思はれる。何となれば今の磐城地方まで進出したのは、倭建命の遠征の際であつたと信すべき理由があるからである(次巻参照)。

東國の統治に任せられたとある豊城入彦命の治所についても、治蹟に關しても何等記述せられて居らぬが、建沼河別及建借間の遠征の後に於て就任せられ、下總國猿嶋郡方面に占據せられた形跡のあることは上章に述べた通りである(第六四頁)。國造本紀によれば、成務朝に建沼河別命の孫大臣命が那須(下野)の國造に任せられたとあり、同じ御代に筑波國造と定められた忍凝見命の孫阿閉^{アヘ}色命も阿倍氏族の人と思はれるから、那賀國造となつた建借間命の子孫と共に、此外^{トホノミカド}廷の

干城に任じたものと想定せられるのである。

北陸方面經略の成果については具體的記事はないが、國造本紀に大和直同祖御戈命といふものが、崇神朝に久比岐國造に定められたとあるのは、大彦命の裨將の一人が越後國頸城郡〔和〕地方鎮撫のため、此地に殘留したことを意味するのであるまいか。其は大彦命の一行が姫川(西頸城郡)を遡つて信濃に出たとする上記の推定説と契合するもので、其以東の國造が擧げられて居らぬのみならず、越後國風土記殘簡(釋紀所引)に美麻紀天皇御世越國有^レ人、名^ニ八掬脛^一其脛長八掬、多力太強、是出雲之後也其屬類多とある所を見ても、異俗の占住地であつたとせねばならぬ。——出雲は疑もなく土雲の誤寫で、クマ即ちコシ族を意味するのである——越中以西の情勢も亦不明であるが、記にあげた二朝の皇胤中、左記三氏の如きは朝廷の威力が北陸地方に伸びたことの證左とするに足るもので、直接又は間接に

此征旅の結果であつたと思はれる。

能登臣。崇神皇子大入杵命の後。國造本紀にも大入來命の孫彦狹嶋命が成務朝に於て此國造に任ぜられたとある。但し大入來命を活目帝皇子としたのは誤傳であらう。能登は從來出雲系なる素都乃奈美氏の所領であつたが(第二卷二二七頁)、此皇別と交迭したのである。

羽咋君。垂仁皇子石衝別王の後。羽咋は能登國の郡名で、能登郡に隣する。

國造本紀には石撞別命兒石城別王が泊瀬朝倉(雄略)朝に拜任したとあるが、甚しく世代が相違するのみならず、此磐城別は景行天皇の妃三尾氏水齒郎媛の兄であるから〔紀〕、恐らくは志賀高穴穗(成務)朝の誤記であらう。

三尾君。同じく石衝別王の後(紀同斷)。三尾は近江國高嶋郡の地名(現存)で、越前に近く、石衝別四世の孫大兄彦は雄略朝三尾家から分れて、賀我(加賀)國造に任ぜられた〔舊〕。

右の外越(高志)國造は大彦命の後と稱し(第二卷一七六頁)、姓氏錄によれば道公は阿閉臣祖大彦命孫、彦屋主田心命ミヤシノタゴリの後とあり、右の越國造と同氏で、越前の海岸地方を支配したもののやうである〔欽明紀〕。

吉備津彦が受命した西道は山陽道西部の謂であらうが、經略の成果については資料の徴すべきものがなく、唯國造本紀に吉備中縣及波久岐の國造を崇神朝の任命として居るのみである。中縣は仁德紀に吉備中國川島河とある中。國に同じく、其川島河は今の河邊川であるから、備中の海岸地方の稱呼と思はれる。ハクキは前篇第五卷(第二七七頁)に述べにやうに、同國笠岡附近をいふもののやうであるから、少くとも備後境までは此御代に平定したものとせねばならぬ。丹波方面に關しても同様に資料が乏しいが、此當時丹波といふ名號は廣く出雲國家の領土以東を總稱したもののやうで、道主王が經營した地方は、今の但馬を越えて因幡にも

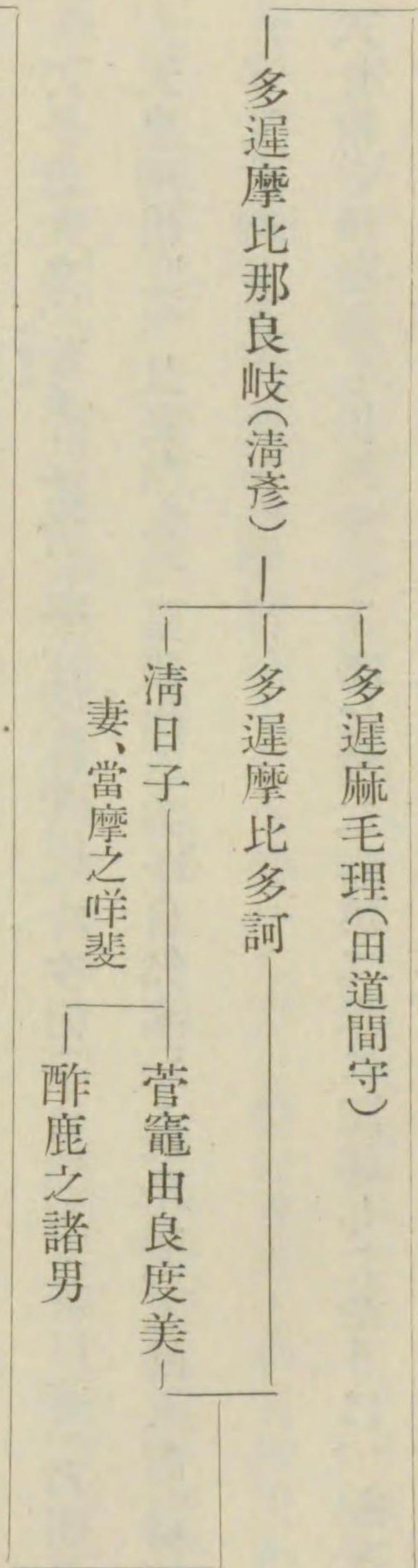
及んだものと思はれ、出石に割據した天日槍の後裔が歸順したのは、其間接の結果であらねばならぬ。記は之を默殺し、紀には垂仁天皇八十八年の事實として掲げて居るが、其年紀の信するに足らぬことは既に屢々述べた通りで、殊に此事件は紀が同天皇の治世第三年に渡來したと傳へた天日槍の曾孫との交渉であるから少くとも百年に近い歳月を距て、居らねばならぬとして、故意に晩年の紀に繋けたのであるが、天日槍の渡來が遙に其以前にあることは前卷第六章(二三三頁以下)に論じた通りで、兩朝の治世は紀の年紀よりも遙に少いことを事實とするもの、やうであるから(第七頁)、丹波經略後久しからざる時代の出來事とせねばならぬ。左に先づ紀の原文を掲げる。

八十八年秋七月己酉朔戊午、詔群卿曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、將來寶物、今有但馬元爲國人見貴、則爲神寶也、朕欲見其寶物、即日遣使者、詔天日槍之曾孫清彥而令獻於是、清彥被勅、乃自捧神寶而獻之、羽

太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿、赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯有小刀一、名曰出石、則清彥忽以爲、非獻刀子、仍匿袍中而自佩之、天皇未之知、匿小刀之情、欲寵清彥而召之、賜酒於御所、時刀子從袍中出而顯之、天皇見之、親問清彥曰、爾袍中刀子者何刀子也、爰清彥知不得匿刀子而呈言、所獻神寶之類也、則天皇謂清彥曰、其神寶之、豈得離類乎、乃出而獻焉、皆藏於神府、然後開寶府而視之、小刀自失、則使問清彥曰、爾所獻刀子忽失矣、若至汝所乎、清彥答曰、昨夕刀子自然至於臣家、乃明旦失焉、天皇則惶之、且更勿覓、是後出石刀子自然至於淡路嶋、其嶋人謂神而爲刀子立祠、是於今所祠也

天日槍の後裔即ち但馬家の系譜は第二卷第二章に記述したやうに、紀記の所傳一致せず、若干の繁閑異同があるが、左に記によつて之を圖示し、紀の所説と校覈する。——括弧内に細書したのは紀の傳承。

天之日矛(天日槍)——多遲摩母呂須玖(但馬諸助)——多遲摩斐泥(但馬日槍杵)——
妻、多遲摩之俣尾之女前津見
(太耳女麻多鳥)



葛城之高額比賣命
夫息長宿禰王

息長帶比賣命

諸助の母については紀の本文(八十八年の條下)に、前津耳一云前津見、一云太耳女麻拖能鳥ともあるが、前津見はサキツミと訓み、サキツミミ(前津耳)の約縮で、サキは幸の意の美稱であるから、之に代へるにフト(秀出)を以てし、フトミミ(太耳)と呼稱したこともあり得る。男女いづれにも用ひ得られる稱號であるから、

二様に傳へられたので、マタヲ(マタノヲ)も亦人名と見られぬことはないが、女性の名には適せぬのみならず、敬稱の添へられて居らぬのも異とせねばならぬ。案ずるには是は地形から出た地點名で、俣尾(岡)のサキツミミと稱へられた女君であつたのを人名と誤解し、父子いづれかの稱號ならざる可からずとして、思ひ思ひに言ひ傳へたのであらう。其居住地をシマ(栖區)と稱へたから、紀の一傳に出嶋の人としたので、イツシマがイツシ(出石)シマ(栖間)の約なることと言ふまでもなく、今も出石町に近く小坂村大字島といふ名が残つて居るのである。

諸助以下が但馬を冠稱したのは、母氏の名と其所領とを相續し、之を男系に移した爲で、清彦等が之を用ひなかつたのは旁系なるが故であらう。従つて此人を田道間守の父とする紀の所傳は不當とせねばならぬ。神寶奉呈の命を受けたのは勿論當時の但馬家の宗族長で、清彦は使者として之を携帶して入朝したのである。記には多遲摩毛理を三子中の第一に序して居るが、此人は後記の如く同じ御

代に海外の遠國に派遣せられたとあり、當主であつたとは思はれぬから、多遲摩比多訶が族長を相續したのではなからうか。ヒタカはヒコ(彦)と同義語なるが故に(五十三頁)、タヂマ彦(日高)と名乗つたことは有り得べきである(第一卷一八二頁参照)。大和に上つた清彦は其地に於て當摩之咩斐といふ女性を娶つたのであるが、其子女がいづれもスカ(菅、酢鹿)を冠稱として居る所を見ると、スガといふ地を本貫としたので、清日子(清彦)も亦スガヒコと稱へたことは勿論である。信友は若狭國三方郡須可麻神社〔式〕所在地を以て此スガに擬したが〔若狭國官社私考〕、當時の事情から推しても、遠く郷土を離れて居たものとは考へられぬから、貞觀十年十二月に従五位下に昇叙せられた但馬國菅神〔三代實錄〕、即ち神名帳に同國出石郡須義神社とある地であらう。此社は現に出石町西方室埴村大字荒木に存し、俗に菅八幡と稱するから、須義の義は或は我の行書を書き誤つたのではあるまいか。——比多訶、清日子等の後胤については第五卷に於て説述する。

家寶徵發は次章出雲經略の例によつて明なるが如く、臣從要求の口實で(第一卷二一八頁参照)、勅使の名は明記せられて居らぬが、大友主等ではなかつたかと思はれることは前卷(第二三六頁)に述べた通りである。日槍將來の神寶についても異説があり、記は之を玉津寶とよび、珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奥津鏡、邊津鏡の八種とし、此者伊豆志之八前大神也と注記して居るが、紀には羽太玉、足高玉、鶉鹿鹿赤石玉、出石小刀、出石棒、日鏡、熊神籬并七物とあり(第二卷二三三頁)、——一云として掲げた異傳には羽太玉を葉細珠とした外に、淺大刀を加へ、并八物とある(同第二三四頁)——こゝには出石棒を除いて六種のみをあげて居る。左に諸品について聊か考察を試みる。

羽太玉(葉細珠)。ハは映の語幹で、羽明玉の如くも用ひ(三一三六頁)、太、細は形状をいふのである。

足高玉。高い脚のついた玉の謂であらう。

鶉鹿鹿赤石玉。ウは大、カガは赫耀の意、赤く耀く大寶石をいふのである。

出石小刀(刀子)、出石杵(槍)。イツシは巖石、即ち良石材をいひ、地名の出

石も同語であるから、此地に産した古い石器を神物として珍藏し、遠祖が將來したといひ傳へたのであらう。

日鏡(奥津鏡、邊津鏡)。日鏡は明煌々として太陽の如しといふ意を以て名づけられたものと思はれる。記は奥津鏡、邊津鏡の二面として居るが、オキとへとは左右といふに同じく(二一六二頁)、一雙の内別を表示するに過ぎぬ。恐らくは饒速日命の天璽瑞寶に関する傳説が混入したのであらう。

熊神籬。神籬は借字で、このヒモロギは神秘なる木を意味し(五一四頁)、

熊の害を攘ふ効験のある護符をいふのである。

振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮。ヒレは布片狀の護符をいひ(四一三

五頁)、風浪を振ひ起すものと、斷ち切る靈力を有するものによつて四種に

分けられたのである。

膽狹淺大刀。イササは齋清淨の謂であるから(二一二四頁)、神刀といふ意を

以て此名を與へたのであらう。

清彦が奉獻を躊躇した刀子が自ら寶府を脱出して淡路嶋に至り、嶋民によつて神として祭られたとあるのは、此氏族が同嶋に縁故を有することを神秘的に叙述したもので、恐らくは出淺邑に居住した族人が(第二卷二三九頁)、祖神の像代として一劔を奉安したことを暗示するのであらう。若し然りとすれば其は傳ふるが如き出石刀子ではなく、右のイザサの大刀であつたかも知れぬ。此語は神劔を意味するのみならず、イダサ(出淺)といふ地名にも通するのである(二一二五頁)。此社が神名帳に見えぬのは、其族人と共に夙に退轉した爲か、若くは私祀なるが故に官社に列するを得なかつたものと思はれる。

比多訶の後は絶えたものゝやうで、タヂマといふ氏名は毛理(守)以後之を用ひ

たものはなく、其苗裔は三宅連と稱した〔紀〕〔記〕。恐らくは但馬の屯倉ミヤケの首長の謂で、以前の領土は大御縣に編入せられたにより、之を冠稱することを憚つて、此姓を用ひるやうになつたのであらう。

出雲も亦ほと時を同うして朝廷の治下に收められたのであるが、便宜上次に一章を設けて論究する。

第七章 出雲併呑

神寶徵發——征討——大國主の祭祀復興——鎮撫使下向（本牟智和氣命）——肥長比賣

國讓傳説によれば出雲の國家は大國主から天孫に奉獻したとあるけれども、其が後日の作り話に過ぎぬことは前篇第五卷に詳論した通りで、事實は之に反し、大國主の子孫は連縣として此地方を支配し、獨立不羈の小邦として存続したのであるが、崇神朝に至つて遂に大和朝廷に併呑せられた。其は此御代の經略中最も重要視すべきことで、從來韓地から此地方に輸入した大陸文化が、併合と同時にヤマト民族に吸収せられ、鐵器土器工業が勃興し、海外との直接交通が開けたのである。古事記が此重大なる史實を默殺したのは、國讓傳説との抵觸を憚つた爲らしく、没却するに忍びずとした古歌一篇は、之を倭建命に假託して其西征歸途

の一逸事として掲げて居るのであるが、其は稗田阿禮の改竄と認むべき跡が歴々として居る(次巻参照)。幸にも紀の編者は此重要なる古傳説を抹殺するを憚り、敢て之を収録したので、其所説を論究することにより、上代史の闇に一點の光明を發見することが出來たのである。以下數段に分つて逐次考察を進めて行く。

六十年秋七月丙申朔己酉、詔群臣曰、武日照命 一云武夷鳥又云天夷鳥 從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅 一書云、一名大母隅也而使獻、當是時、出雲臣之遠祖出雲振根、主于神寶、是往筑紫國而不遇矣、其弟飯入根、則被皇命、以神寶付弟甘美韓日狹與子鷗濡淳而貢上

神寶徵發は既述の如く臣從要求の口實で、但馬氏招降の事例と趣を同うするものであるが、之を武日照命が天から將來したものとしたのは、編者の加筆ではないかと思はれる。武日照命は注記の如く、武夷鳥又は天夷鳥とも呼ばれ、記に出

雲臣等の遠祖として擧げた建比良鳥命(三二二〇頁)と同一神で、天菩比命の兒と傳へられた〔記〕。出雲征討の副將であつたといふ説もあるが〔出雲國造神賀詞〕、大國主に代つて此地方の君主となつたと推定すべき根據はなく(五一一八、一九頁)、紀の一書に高皇產靈尊が勸降條件の一として當主汝祭祀者、天穗日命是也と提案したとあり(五一二四頁)、出雲臣等が此神の後裔と自稱することによつて(三二二〇頁以下)臆測するのみである。假に建比良鳥命が實在人で、出雲臣等は其血を受継いで居るものとしても(四二四頁以下)、家寶相承は決して高天原系のみには限らぬ古俗であるから、八千矛命または其祖先の殘したのもあつたに相違はなく、出雲大神宮に藏すとある所を見ても、大國主以來相傳したものと思はれる。されば武日照命從天將來としたのは、國讓傳説及後日の出雲臣系譜に迎合せんが爲に取繕うたものと推斷せざるを得ぬのである。

武諸隅は舊事本紀の物部系譜によれば、伊香色雄命の孫で(第二卷二二二頁)、大

母隅は其弟とあり、武諸隅の孫大別連が仁徳朝矢田皇女の皇子代部の長に任ぜられて矢田部造を氏名としたとある。使節というても若干の武力的背景を必要としたので、武將の家柄なる此人物が選任せられたのであらう。當時の出雲の君主即ち臣家の宗族長は振根フルネと稱し(三二〇一頁)、會と不在であつたので、其弟飯入根が勅命を惶み、次弟甘美韓ウマシカラヒサ日狹及我子鷓ウカツクヌ滯滯をして神寶を携へ入朝せしめたのであるのは、上記清彦スガの場合と趣を同うするもので、振根の二弟がイヒ(夷)又はカラ(韓)を冠稱としたのは、贅子なるが故に他の氏族に入籍して居た爲ではあるまいか。入根が入彦と同義なることは言ふまでもないが、ヒサ(日狹)の語義は明ならず、姓氏録に韓飯根カラヒネとある所を見ると、ヒは或は胤ヒを意味し、サはネに通ずる敬稱であつたかも知れぬ。ウカツクヌも亦宇迦ウカツ子に敬語ヌ(ネの音便)をそへたので、宇迦は此氏族の本據地である(四二五三頁)。

振根の旅行先なる筑紫國を九州の謂と了解することは困難である。何となれば

此當時筑紫國が出雲に隸屬して居たと推斷すべき根據はなく、假に其北岸に占住した宗像氏族との間に親善關係が存したとしても、其中間には大小の獨立集團が介在したと信すべき理由があるから、海陸いづれの道を取つても、道中に長時日を要し、幾多の困難を伴うた筈で、一國の主たる身を以て輕々しく冒險したとは考へられぬ。案ずるにツクシの原義は築道ツクチで〔古語大辭典〕、和名抄の備後國世羅郡津口郷は今津久志村と稱へられ、出雲國八束郡宍道村大字伊志見から此方面に通ずる道路をも舊時ツクシ街道と稱したといふことであるから、こゝの筑紫國も世羅郡地方を意味し、當時出雲に内屬して居たので、巡察に赴いたのか、若しくは版圖擴張の目的を以て出征したのであらう。

歸來した振根が飯入根の執つた處置に異存がなかつたとすれば、出雲の國土は但馬氏の所領と同様に、平和裏に朝廷の治下に歸したのであらうが、其反抗の爲

に遂に出兵を見るに至つた。紀は之を次の如く叙して居る。

既而出雲振根從_ニ筑紫還來之、聞_ニ神寶獻_ニ于朝廷、責_ニ其弟飯入根_一曰、數日當_レ待、何恐之乎、タヤスケ輒許_ニ神寶、是以既經_ニ年月_一猶懷_ニ恨忿_一有_ニ殺_レ弟之志、欺_レ弟曰、頃者於_ニ止屋淵_一多生_レ菱、願_ニ共行欲_レ見、則隨_レ兄而往之、先_レ是兄竊作_ニ木刀_一、形似_ニ真刀_一、當時自佩之、弟佩_ニ真刀_一、共到_ニ淵頭_一、兄謂_レ弟曰、淵水清冷、願欲_ニ共游_一、沐_ニ弟從_ニ兄言_一、各解_ニ佩刀_一置_ニ淵邊_一、沐_ニ於水中_一、乃兄先上_レ陸、取_ニ弟真刀_一自佩、後弟驚而取_ニ兄木刀_一共相擊矣、弟不_レ得_レ拔_ニ木刀_一、兄擊_ニ弟飯入根_一而殺_レ之、故時人歌之曰

八雲たつ 出雲たけるが 佩ける大刀 黒葛さはまき さ身なしにあはれ

於_レ是甘美韓日狹、鷗濡淳、參_ニ向朝廷_一曲奏_ニ其狀_一、則遣_ニ吉備津彦與_ニ武渟河別_一以誅_ニ出雲振根_一

既經_ニ年月_一とあるのは潤色で、前後の文意に徴するも、此事件は甘美韓日狹等の

出發直後に起り、京師到着前に其情報を受け受したものとせねばならぬ。詭計を設けて弟を殺害したことの眞偽は不明であるが、止屋は出雲國神門郡の郷名で〔風〕、今も簸川郡鹽谷村に其名を留め、宇迦を距ること遠からぬ地である。

征討の爲に派遣せられたのは上記四道將軍中の二名で、吉備津彦は前卷(第二二三頁)に述べたやうに、大吉備津日子(比古伊佐勢理毘古)命又は若建吉備津日子命の子又は孫で、之を彦五十狹芹彦一名吉備津彦命自身のこととする紀の編者の見解は誤つて居る(第一八二頁参照)。此吉備津彦は西道經略に任じたとあるから、當時最も有力な武將の一人であつたことは疑なく、其領國も比較的出雲に近いから選任せられたので、吉備海岸地方から今の勝山又は三次を経て陸路進軍したものであると思はれる。武渟河別が取つた徑路は判明せぬが、道主王によつて開拓せられた丹後、但馬の一地から乗船し、海路進發したことも有り得べきである。

戦況は省略せられて居るが、大なる抵抗を受けなかつたのであらう。記は上述

の如く此征戦を景行朝の事とし、倭建命が九州から振旅の途次此方面に迂廻し、渠帥を誅戮せられたかのやうに説いて居る。其は使命の中に含まれて居らぬことであり、前後の事情から考へても訛傳とせねばならぬが、此序を以てこゝに論究する（次卷々末原文参照）。

即ち出雲國に入り坐して、其出雲建を殺さむと欲ひて、到りし即ち結友たまひき。故竊に赤檮もち詐刀を作り、御佩かして、共に肥河に沐みたまひき。爾に倭建命河より先づ上りて、出雲建が解置ける横刀を取佩かして、易刀せむと詔りたまふ。故後に出雲建河より上りて、倭建命の詐刀を佩く。是に倭建命眺みて、伊奢刀を合はさむといひて、各その刀を抜く時、出雲建詐刀を抜き得ず、即ち倭建命その刀を抜きて出雲建を打殺したまふ。爾に御歌曰

やつめさす 出雲建が 佩ける大刀 つら多まき さ身なしにあはれ
故かく撥ひ治めて參上り 覆奏したまひき

出雲建の名號は示されて居らぬが、歌詞によるも、話の筋から見ても、同一原説から出たものとせねばならぬから、記は之を作りかへたのであらう。詐刀の意を古言で言ひあらはすとすれば、アザタチであるが、紀の木刀にあたるから、其旁訓に従うてキタチと訓んでもよい。——宣長は仁徳天皇の御製に「夜麻志呂賣能許久波母知」とあるを例としてコタチと訓したが、其は許を上につけて、山城女子鍬もちといふ意と解するを至當とするから、例にならぬのみならず、木鉢、木皿をコハチ、コサラと稱へるものもない。

神寶を奉じて入朝して甘美韓日狹及鷓濡淳が褒賞せられたのは勿論で、後者は父飯入根の功により、宗家の家督を授けられて、出雲國造（舊）、出雲臣、神門臣等の祖となり（姓）、甘美韓日狹（又は可美乾飯根）は旁系として別に一家を創立し、其孫野見宿禰が土師部を率ゐて奉仕して以來、代々土師連（宿禰）と稱へ、——姓

氏録に飯入根の後とある攝津國の土師連は別系であらねばならぬ——菅原、秋篠、大枝諸氏を分岐した〔姓〕。大國主の子孫といふことを憚つて祖先を天穗日命に託したのは此等の諸氏であらう(四—二四四頁)。さればや、後日まで出雲に在留した一門の中には、姓氏録左京未定雜姓の野實連ノノミの如く、依然として大穴牟遲命之後と稱したものである。事件當時は出雲本國に於ても一旦大國主神の祭祀を廢したが、久しからずして朝命を以て之を復興せしめられたことが、崇神紀の前文の續きに記述せられて居る。即ち

故出雲臣等畏_レ是事_レ不_レ祭_ニ大神_一而有_レ間、時丹波氷上人名氷香戸邊、啓_ニ于皇太子活目尊_一曰、己子有_ニ小兒_一而自然言之

王^{タマモ}萎しづし 出雲人まつれ

旁^{マタネ}系の甘^{ウマシ}美 鏡おしはふりて

うまし御神の 底寶御寶主を

山河の水くゝり 御珠^{シメ}垂かけて

うまし御神の 底寶御寶主を

是非_レ似_ニ小兒之言_一、若有_ニ託言_一乎、於_レ是皇太子奏_ニ于天皇_一、則勅之使_レ祭

丹波の氷上が當時出雲族の占據地であつたと思はれることは前卷(第一〇一頁)に述べた通りで、ヒ族のカミ(首長)の郷^{クニ}を意味するのであるが、或はヒカ(カは處の意)ともいひ、其地の女君をヒカ(氷香)戸邊(第一卷九五頁)と稱したのであらう。歌詞の説明は歌謠篇に譲るが、其大意は出雲臣の旁^{マタネ}系なるウマシ韓日狹に對し、鏡玉を捧げて甘美御神底寶御寶主(大國主の神靈の假稱)を祭れといふのである。眞の寓語若くは童謠か、或は之を假りて祭祀復興を愁訴したのか判明せぬが、朝廷に於ても其必要を認めて勅命せられたのである。

此の如くして出雲の國家は朝廷に併吞せられたのであるが、出雲族中には尙心服せぬものがあつたことは勿論で、垂仁朝にも之が鎮壓を必要としたことを紀は次の形式を以て叙して居る。

二十六年秋八月戊寅朔庚辰、天皇勅ニ物部十千根大連ニ曰、屢遣ニ使者於ニ出雲國ニ雖レ檢ニ校ニ其國之神寶ニ、無ニ分明申言者ニ、汝親行ニ于出雲、宜ニ檢校定、則十千根大連、校ニ定神寶ニ而分明奏言之、仍令レ掌ニ神寶ニ也

神寶は崇神天皇の御代に、甘美韓日狹等が携帶して入朝し、既に貢上した筈で、假に天覽の上還付せられたものとしても、再び檢校する必要はなく、或はその以外の神寶調査の意と解するものがあるかも知れぬが、物部十千根に管掌を命ぜられたといふからには、同人が出雲に残留したか、若くは校定した神寶を携へて歸京したものとなせねばならぬのに、少しも其形跡のない所を見ると、或は神寶檢校は假託で、府庫、田地、戸口の調査を暗示したのではあるまいか。

古事記には垂仁朝に皇子本牟智和氣を出雲大神參拜の爲に同國に差遣せられたとある。其動機は皇子が成人の後まで暗啞であつたのを、此大神の祟によるものとし、之を鎮める爲とせられて居るのであるが、其物語の前段は紀にも収録せら

れ、皇子の不具に假託して、廷臣をして新附の諸國を巡撫せしめられたことを説いたものゝやうであるから、順序は先後するけれども、第九章に於て述べることにし、爰には出雲に關する部分だけを掲げる。

是に天皇患ひ賜ひて御寢ませる時、御夢に覺し曰さく、我宮を天皇の御舍のごと修理理めたまはゞ、御子必まこと問はむと曰す。かく覺しまをす時に、布斗麻邇に占相へて、何の神の心ぞと求むるに、爾の祟は出雲大神の御心なりき。故その御子を其大神の宮拜ましめに遣はさむとする時、誰人を副はしめば吉けむと占ひしに、曙立王トに食ひき。故曙立王に科せて、宇氣比白さしむらく、此大神を拜むによりて誠に驗あらば、是鷺巢の池の樹に住む鷺乎宇氣比落せ、かく詔りたまふ時、宇氣比により、其鷺地に墮ちて死にき。又宇氣比活かせと詔りたまへば、更に活きき。又甜白禱之前なる葉廣熊白禱を宇氣比枯し、亦宇氣比生かしき。爾その曙立王に名を賜ひて、倭者師木登美

豊朝倉曙立王といふ。即ち曙立王、菟上王フタハシラ二王を其御子に副へて遣はす時、那良戸よりはアシナヘメシヒ跛盲に遇はむ。大坂戸よりも亦跛盲に遇はむ。唯木戸こそ掖月之吉戸とトひて出で行く時、到り坐す地毎トコロに品遅部を定めたまひき

以上は出發までの経緯で、曙立王、菟上王を皇子に副へて派遣したといふことを、神夢、卜占、呪詛、俗信等に結びつけて、神秘的に述べたのである。到所に品遅部を定められたとあるのは、此行が祭神の爲のみでなかつたことを暗示するものであるが、爰には直接関係がないから、第九章に於て説明する。

神夢は既述のやうに(第一〇九頁)、上代話術の一形式と見るべきもので、嚴重なる批判を加へる價值はないが、修_ニ理我宮_一如_ニ天皇之御舍_一といふ交換條件は、表現形式には多少の相違があるけれども、國讓傳説にも見えるから(五—二七頁以下)、其から思ひついたものではあるまいか。フトマニは卜占の對象をいふらしく(二一六五頁以下)、之に問うて出雲大神の祟と知り、鎮祭の爲に下向せらるべき皇

子の供奉者を定めたといふのは、有り得べきことであるが、縦ひ大國主に皇室を御恨み申上ぐる理由があつたとしても、其を鎮める爲には自ら他に方法もあり、殊に此行は上述の如く必しも神宮參拜のみが目的ではなかつたやうであるから、不具なる皇子を遙々出雲まで派遣せられたとは考へられぬ。案するに、眞事登波受といふ事實にも疑があることは後記の通りであるから、大神の祟云々は後日の脚色と見なすべきであらう。

首席供奉員として選ばれた曙立王は、前卷(第一三二頁)に擧げたやうに、日子坐王の孫で、皇子の再從兄にあたるのであるが、倭者師木登美豊朝倉といふ冠稱を賜はつたとあるのは、必しも大和國磯城郡朝倉に由縁を有した爲ではなく、言葉の縁による序の一種で、アケタツ——恐らくはアガタチ(縣主)の轉呼で、伊勢國佐那縣を領したから此稱號を用ひたのであらう(第二卷一八二頁)——を字によつて曉タに起つといふ意に取なして朝座アサクラにつゞけ、美稱として豊を用ひ、更にシキトミ

(重富)を冠したもののやうである。倭者といひ起したのは「大和に在りては」といふに同じく、倭者^{ソツチ}彼^{ソツチ}彼^{ソツチ}茅原淺茅原〔顯宗紀〕、淡海者^{ミツクマル}水淳國〔播磨風土記〕の如き例もあり、今も上州ハ佐位郡國定村のやうに用ひることがあるのである。——宣長が者を老の誤寫としてオユと訓したのは理由のないことである——次席の菟上王は曙立王の弟である(第二卷一三三、一八三頁)。

宇氣比の原義は誓約、即ち肯定的の誓で(三十四一頁)、轉義によりこゝでは咒詛^{カヅリ}(第一卷一六三頁)と同様に用ひられて居るが、尙科ニ曙立王ニ令ニ宇氣比白一とあるのは、皇子の供奉を誓約せしめられたことを意味する。記傳には因^レ拜^ニ此大神^一以下の訓を誤り、字を削つた上に甚むつかしく説いて居るが、上掲の如く讀み下せば(卷末原文参照)、殆ど註釋を必要とせず、「更に活きき」の上にも「宇氣比により」といふ一句を補うて讀めば一層明白である。——眞福寺本には宇氣比者といふ四字がある——鷺巢池は神名帳に高市郡鷺栖神社とある地で、此鳥の群棲によつて

名を負うたものと思はれ、甜白^{アマカシ}禱^{サキ}之前も神名帳の高市郡甘櫛坐神社の所在地をいひ、今の飛鳥村大字豊浦字アマガスの丘の岬のことである。アマ白禱及クマ白禱は櫛の種名で、アマ(海人)及クマ(熊)といふ族名を區別稱呼に用ひたに過ぎぬ。行旅の安寧を庶幾する爲に、出發に際し不祥な事物に遭逢せぬやう戒心することとは、今も世に行はれて居る俗信で、此文によれば或時代の民衆は、旅の門出に跛者または盲者を見ることを不吉としたものと思はれる。當時磯城の都から西國に向ふには、奈良山又は大坂(第一七六頁)を超え、若くは紀伊を經由したので、之を奈良戸、大坂戸、木戸と稱し、——トは出國の門戸といふ意味で、必しも關門が實在したのではあるまい——其いづれを選ぶべきかを卜占に問うたら、前二道では跛盲に遭逢する虞があり、紀門のみは掖月之吉戸なりといふ占斷を得たとある。掖月の月は戸[△]又は門の誤記として、ワキト即ち側門の意と解すべしといふ説もあるが〔記傳〕、若し然らば唯掖月之木戸^{ワキツキノキト}是吉戸^{ゾエキト}といふ方が口調もよいのに、殊更に

腋月之の三字を下に移した所を見ると、別の意味とせねばならぬ。或は此ワキツキも雄略天皇の妃袁杼比賣が「い寄りたすワキツキの下の板にもが」と詠じた脇衝で(歌謡篇参照)、エ(柄)にかゝる枕詞として用ひ、兼て側道の意をほのめかしたのではあるまいか。

紀伊國より出雲に至る經由地が明示せられて居らぬのは、後章に説述する山邊大鷲オホタカの巡路と重複するからで、上掲の如く毎三到坐地オホタカといふ一句を以て、諸國を巡行せられたことを暗示して居るのである。之に續けて出雲に於ける行動が次の如く叙述せられて居る。

故出雲に到りて、大神を拜み訖ヲロガへて還り上ります時、肥河之中に黒櫟橋を作り、假宮を仕へ奉りて坐せき。爾に出雲國造之祖、名は岐比佐都美、青葉山を飭りて、其河下に立て、大御食を獻らむとする時、その御子詔りたまひけらく、是河下に青葉山なすは、山と見えて山にあらじ、若し出雲の石碕イハクマノツ之會

の宮に坐す葦原色許男大神を以ちいつく祝が大延ニホかと問ひたまひき。爾御伴カレに遣されし王等ミコタチ聞き歡び、見喜びて、御子をば檳榔アヂマサの長穗の宮に坐せて、驛ハユマ使を貢上りきツカヒタテマツ

此一節は神教に従ひ出雲大神を拜祭した結果、皇子の不具が愈えたといふので、大意は明白であるが、二三註解及語釋を要するものがある。大國主神の廟所即ち石碕イハクマノツ之會宮ソノミヤは、當時に於ても杵築に存したもののやうで(四―二五四頁)、奉齋者岐比佐都美はキヒサといふ地名を負うて岐比佐ツ臣と呼ばれたのであるから、其地に居住したものとせねばならず、此名は消滅したけれども、和名抄の出雲郡漆沼郷(今の伊波野界限)に屬したもののやうである(四―九二頁)。されば黒櫟橋を設けたのは其よりも河上とせねばならぬが、杵築から態々内地に進入せられた理由については説明を缺いて居る。スバシは記の應神天皇の卷にも船中の簀崎とあり、橋(椅)は借字で、ハシラ(柱)のハシと同じく木桿を意味し、之を並列した床をス

ノコといふと同様に、スハシとも稱へたのであらう。黒はクロ木即ち皮を削らぬ木材をいひ、次に皇子が河下を展望せられたとある所を見ると、水面にかけ出したものと思はれる。

青葉山を飭るとあるのは形容で、緑葉を以て大饗宴場を裝飾したことをいひ、其が餘り大規模であつたので、皇子が感興の餘り、思はず言語を發せられたといふのである。假宮から遷しまるらせた檳榔アヂマサ之長穗宮は、ナガホといふ地名を負うたものとするれば、其の縁によつてアヂマサを枕詞に用ひたものとも了解せられるが、其地が聞えぬ所を見ると、ナガ(長)は長大の謂で、ホは秀を意味し、アヂマサを以て葺いた高壯なる宮殿といふ意であるかも知れぬ。檳榔は熱帶植物で我國土には生育せぬが、九州地方の如き暖地に産する蒲葵も亦ビロウ(檳榔)と稱へられることを考へ合はせると、一般に長葉植物を意味し、原義はアヂ(美稱)マ(接頭語)サ(麻)で、賞美すべき麻といふに同じく、其葉が纖維原料に適するにより、命

名せられたものゝやうであるから、機欄科以外の植物にも此名が用ひられたこともあり得る。驛使を以て上聞したとあるのが、文飾に過ぎざることとは既述の通りである(第一五八頁)。

右の如く此皇子の出雲下向は、徹頭徹尾その暗啞を治すことが目的であつたと説かれて居るのであるが、八拳鬚生ふるまで物言はぬ一貴人が、或機會に發言するやうになつたといふ話は、出雲風土記仁多郡三津郷の條下にも、阿遲須積高日子命の事として掲載せられて居り(前篇第四卷々末原文参照)、須佐之男命の泣イサチ(二一三〇三頁)とも趣が似て居るから、上代に流布した語り草と見るべきである。尾張風土記殘簡(釋紀所引)にも、丹羽郡吾縵(阿豆良)郷の名號所由説中に、品津別皇子生七歳而不語とあり(第十章参照)、此皇子が暗啞であつたといふ傳説が存したの怪しむに足らぬが、史實と認定することは困難である。其故に出雲に派遣

せられた事實が存したとすれば、新附地鎮定の使命を有せられたものと了解すべきで、其は此傳説の末段に次の如く叙述せられて居ることによつても推定し得られるのである。

爾に其御子、一宿肥の長比賣に婚アひき。故その美人を竊伺ウカガひたまへば蛇ヲロチなりき。即ら見畏みて遁逃ニげたまひき。爾に其肥の長比賣ウレタ患みて、海原を光テらし船より追ひ來たれば、益々見畏みて、山の多和より御船を引越して逃げ上り行マましき。是に覆カヘリゴトマテ奏マテさく、大神を拜みしに因りて大御子物詔モノノりたまふが故に、參上り來ぬと奏す。故天皇歡喜ヨロコばして即ち菟上王を返して、神宮を造らしめたまひき。

肥長比賣はヒ(火)族の大姫をいひ、肥の川流域に占據した此種族の土豪が(四一六三頁)、出雲臣等の恭順した後に於ても、尙朝命を抗拒したので、皇子は之を征服し、其嫡女を娶されたのであるが、尙未だ心服するに至らざる賊徒は、皇子の

歡會を好機とし、危害を加へようとしたが、辛うじて逸脱せられたことを、上掲の形式を以て述べたのである。一夜寝た美人を不意に覗いて見たら、蛇體であつたといふのは、上記三輪傳説と同様に、或る時代の人が好んで用ひた話術で、殊に出雲の火族が族祖と仰いだ淤迦美神は、靈龍の謂とも了解せられた形跡があるから(四一六二頁)、之を借りて賊徒の兇猛を表現したのであらう。

追撃が急であつたので、山のタワ(峠)から船を引越して遁げたとあるのも上代には有り得た事實で、航路の難關をさけ、或は捷路を取る爲に、舟を陸上に引上げて曳行した例は、播磨風土記賀古郡鴨波里及揖保郡石海里の條下にも見える。

——拙者「播磨風土記物語」(第二〇六頁)參照——之を怪物が海原を照らして舟で追ひかけて來た爲としたのは潤色で、原説には恐らくは火族の占據地附近なる肥の川を舟行退却中の危難と説かれてあつたのであらう。都まで遁げ還られた筈はなから、言明せられては居らぬけれども、再び兵衆を驅り集めて討滅の後覆奏せ

られたものと思はれる。

故天皇歡喜、即返_ニ菟上王_一令_レ造_ニ神宮_一とあるのは、上の神夢の記事と相應せしめんが爲で、現在のやうな神宮が此朝に創始せられたかは疑問とすべきであるから(五—二頁以下)、此王子を再派せられた事實が存したとすれば、鎮定の功を完了せんが爲であつたと了解せねばならぬ。之を要するに垂仁天皇の御代に於ける朝廷と出雲との交渉は、紀記いづれの傳によるも、此國家の滅亡後その地の住民を鎮撫するに少からぬ努力を要したことを語るもので、近世の事例に徴するもさも有りぬべき事である。

第八章 海外交通

任那入貢——都怒我阿羅斯等——比賣語會神話——松樹君——常世國視察

出雲併吞の結果、從來同國とのみ交通した外人は、直接大和に入朝するやうになつた。崇神紀には之に關し次の如き記事がある。

六十五年秋七月、任那國遣_ニ蘇那曷叱知_一令_ニ朝貢_一也、任那者去_ニ筑紫國_一二千餘里、北阻_レ海以在_ニ鷄林之西南_一

任那といふ國名が支那史書に現はれたのは宋書を以て最初とし、其夷蠻傳中倭國の章下に、使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王とあるが、魏志東夷傳にあげた弁辰二十四國中にも其名が見えぬから、我國から與へた名稱なりとする舊說に従ふべきで、後記の如く垂仁紀一書に御間城天皇の御名

を負はせて國名としたとある所を見ると、ミマナのミマは御間即ち御料地を意味し、ナは接尾語として添付せられたか、若くはミマノ國といふべきをミマナ國と轉呼したのであらう。さりながら崇神天皇の御名を負うたとあるのは疑問とすべきで、恐らくは神功皇后が三韓を内官家とし〔紀〕、或は百濟を渡屯家と定められた〔記〕とあると同様に、此時代に與へられた名稱であらう。我駐在官の公衙を任那日本府と稱し、此名が最もよく國民に知られて居たので、此傳説に於ても遡つて之を用ひたものと思はれる。鷄林は新羅の別稱で、金氏の遠祖の出現傳説から出た名であるが、國號に代用せられるやうになつたのは遙に後のことで、唐書に龍朔二年詔以新羅國作鷄林とあるを初見とする。

右の如く任那は地理的名稱ではないから、其境界も甚漠然たるもので、蘇那曷叱智は垂仁紀一書によれば、都怒我阿羅斯等亦名于斯岐阿利叱智干岐といひ、自ら意富加羅國王之子と名乗つたとあるから、駕洛國即ち後の金海府が之に當るも

の、やうであるが、上に引用した宋書の倭國王稱號は、倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東將軍ともあり、欽明天皇二十三年の紀の注文によれば、總言ニ任那、別言ニ加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嗟國、子他國、散半下國、乞淦國、稔禮國、合十國とある。地名考證は次篇にゆづるが、之を要するに鷄林即ち新羅の西南、倭人が占據した地方及島嶼の總稱と了解すべきである。

來朝使臣蘇那曷叱智のシチは、東國通鑑に駕洛國王名或曰居叱彌、或曰坐知、或曰銚知、或曰鉏知とあるから、敬稱なることは疑なく、次に阿利叱智干岐といふ名も見え、都怒我阿羅斯等のシトも同語で、國語のツチ(二一七六頁)と語原を同うするもの、やうである。紀によれば此人は滯京中諒闇に際會し、垂仁天皇の二年に歸國したとある。即ち

是歲任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還歟、仍賚赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國之怨始起、於是時也

旁線を劃した一句は地の文と見るにしても文脈が通らぬから、分注又は旁注の掬入とすべきである。新羅人が賜物を掠奪したのは歸國途次の出来事とあるから、後日の傳聞をこゝに附記したのであらうが、仇怨は必ずしも此事件によつて激發せられたのではなく、種族的反目により、其以前から存したのであらう。

垂仁紀には一云として次の如き異傳をあげて居る。

御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筥飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門時、其國有二人、名伊都都比古、謂臣曰、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣究見其爲人、必知非王也、即更還之、不知道路、留連嶋浦、自北海廻之、經出雲國、至此間也、是時遇天皇崩、便留之仕活目天皇、逮于三年、

天皇問都怒我阿羅斯等曰、欲歸汝國耶、對答甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹給阿羅斯等返于本土、故號其國謂彌摩那國、其是之緣也、於是阿羅斯等、以給赤絹藏于己國郡府、新羅人聞之、起兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也

之を本文と對照するに

- (一) 任那國人が入朝したといふこと
- (二) 崇神朝末に來着し、垂仁朝の始に歸國したこと
- (三) 家苞として赤絹を給はつたこと
- (四) 其赤絹を新羅人に奪はれたこと

の四點が一致して居るから、同一事件が二様に傳へられたものとすべく、蘇那曷叱智と阿羅斯等とは同人であらねばならぬが、此異傳には前後矛盾抵觸が多く、

例へば聖皇坐すと聞き歸化せんとして入朝したとあるにも拘はらず、數年ならずして歸國を熱望したといひ、劈頭に入朝を御間城天皇の御世としながら、次に諒闇の後來着したかのやうに説いて居る等、傳誦の間に若干の改修が加へられたものゝやうである。

額に角が生ひて居たとあるのは、姓氏錄吉田連の條下に、其祖鹽垂津彦は頭上有_レ贅三岐如_二松樹_一因號_二松樹君_一とあるが如く(後記参照)、疣瘤若くは皮角を誇張したものと了解せられるが、尙ツヌガ(角鹿)といふ地名に附會した戲説とすべきで、ツヌガの本義は津之處_{ツノカ}であらねばならぬ。——今ツルガ(敦賀)と稱へるのは其轉呼である——阿羅斯等は此地に居住したから、其地名を以て冠稱としたので、姓氏錄に大市首(左京)、辟田首(大和)、三間名公(右京未定雜姓)等、此人の後と稱する氏名を擧げて居る所を見ると、其地の婦人を娶つて子孫を留めたのであらう。されば其本號はアラシトで、シトは上記の如くシチ(叱智)に通じ、アラはカ

ラ(加羅)の音便、または任那の一國なる安羅を名に負うたのか、若くは顯_{アラ}の意の美稱であらう。一名于斯岐阿利叱智干岐とあるのは、此アラシトにウシキといふ冠稱(語義不明)と、干岐といふ稱號をそへたに過ぎず、干岐は任那諸邦の小君主の名に屢々用ひられ、恐らくは神子_{カムキ}の意から出た敬稱であらう。繼體紀に見えた加羅の國主阿。利。斯。等及敏達天皇の召により來朝した百濟在任人達率日羅の父、火葦北國造阿。利。斯。登。も、此アラシト又はアリシチが純然たる個人名化したものと思はれる。

阿羅斯等の入朝を阻止したといふ穴門(長門)の伊都都比古は嚴津_{イツツ}の貴人_{ヒコ}といふ意で、宗像氏族の人と思はれることは前篇第三卷(二二〇頁)に述べた通りである。眞偽は不明であるが、有り得べからざることではなく、當時ヤマト朝廷の號令は尙未だ此地方に及ばず、所在の豪傑が威を振うて居たものゝやうであるから、伊都都比古が國王と自稱したとしても敢て怪しむに足らぬ。但しアラシトが本初か

ら大和に歸化することを目的として來航したかは疑問とすべきで、従前から交通の存した出雲國に赴かんとして、航路を誤つて關門に着き、其地にあらざることを知つて引返し、海岸に沿うて漸く目的地に達した時には、出雲國家は既に朝廷に併吞せられて居たので、爰に始めて東方に一大帝國の存することを知り、之と款を通ずる爲に角鹿(敦賀)に來航したのであるかも知れぬ。

阿羅斯等來朝の動機に關しては、更に次の如き一異傳が垂仁紀に收録せられて居る。

一云、初都怒我阿羅斯等有國之時、黄牛負田器、將往田舍、黄牛忽失、則尋跡覓之、跡留一郡家中、時有一老夫曰、汝所求牛者、入於此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必設殺食、若其主覓至、則以物償耳、即殺食也、若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡内祭神云爾、俄而郡公等

到之曰、牛直欲得何物、對如老父之教、其所祭神是白石也、以白石授牛主、因以將來置于寢中、其神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之、欲合、然阿羅斯等去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問己婦曰、童女何處去矣、對曰、向東方、則尋追求、遂遠浮海、以入日本國、所求童女者、詣于難波、爲比賣語會社神、且至豐國國前郡、復爲比賣語會社神、並二處見祭焉。此は古事記(應神天皇の卷)に天之日矛の事蹟として掲げた記事と同一原説から出たもので、描寫に多少の相違はあるけれども、左記の點に於て全く一致して居る。

——第二卷第六章(二二一頁以下)及同卷々末原文參照。

(一) 寶石が美麗なる少女に化したといふこと——記には此寶石の由來が怪奇的に叙述せられて居る。

(二) 此寶石は代償として或男子(阿羅斯等又は日矛)の手に歸したのであるが、其が田器(飲食物)を負はせた牛と因縁を有すること

- (三) 少女が出奔したので、其後を追うて我國に來航したといふこと
 (四) 此少女は難波のヒメコソの神であるといふこと——記には神號を阿加流比賣として居る。

右によれば此話はヒメコソの社の縁起を説くことが目的で、寶石を得た男子は何人であつても、事に於て妨はないのである。此社は延喜式の神名帳にも比賣許會神社と見え(攝津國東生郡)、四時祭式及臨時祭式には祭神を下照比賣とし、天稚彦とも關係があつたと思はれることは前篇第五卷(五九頁)に述べた通りであるから、——記に其神號を阿加流比賣としたのは、同國住吉郡赤留比賣命神社〔式〕と混同した爲か、若くは此社も往昔ヒメコソと呼ばれたのであらう——外來の女神なることは疑がない。紀に豊國國前郡にも祭られたとある社は、同國志によれば姫島に存在するといふことであるが、其處にも祭祀せられる理由として、攝津風土記(萬葉抄所引)は次の如き説明を與へて居る。

比賣島松原、古輕島豊阿岐羅宮御宇天皇御宇、新羅國有ニ女神、遁_レ去其夫_一來、暫住ニ筑紫國伊波比乃比賣嶋名乃曰、此島者猶不_レ是遠、若居_ニ此島_一男神尋來、乃更遷來、遂停_ニ此島_一、故取_ニ本所_一住之地名、以爲_ニ嶋號_一〔古風土記逸文〕に據る)右によれば最初に到着した比賣島では本國に近過ぎて、追手のかゝる恐があるから、難波に轉住したので、難波から豊國國前郡に遷つたのではないが、筑紫國伊波比乃比賣島は正に豊後の姫島にあたるのである。ツクシは九州の總名にも用ひられるから、豊國を含むことは勿論で、祝島は今周防に屬するけれども、姫島と相隣して居るから、此姫島を難波の其と區別する爲に冠稱したものと思はれる。姫島は祝島と共に内海航路の要衝であるから、韓地から來航する船舟は早鞆の瀬戸を過ぎて後、こゝに寄泊することを例としたのかも知れぬ。

右の外ヒメコソの社に關し、肥前風土記は基肄郡姫社郷の條下に次の如く記述して居る。

此郷之中有^レ川、名曰^ニ山途川、其源出^ニ郡北、山南^ヲ流而會^ニ御井大川、昔者此門之西有^ニ荒神、行路之人、多被^ニ殺害、半凌半殺、于^レ時卜求^ニ祟由、兆云、令^ニ筑前國宗像郡人珂^{カセコ}是古祭^ニ我社、若合^レ願者、不^レ起^ニ荒心、覓^ニ珂是古^一令^レ祭^ニ神社、珂是古即捧^レ幡祈禱云、誠有^レ欲^ニ我祀^一者、此幡順^レ風飛往、墜^ニ願^一吾之神邊、便即舉^レ幡、順^レ風放遣、于^レ時其幡飛往墮^ニ於御原郡姬社之社、更還飛來落^ニ此山途川邊之田村、珂是古自知^ニ神之在家、其夜夢見^ニ臥機^一謂^ニ久都毗枳^一絡埭謂^ニ多利^一舞遊出來、壓^ニ驚珂是古^一、於是亦織^ニ女神^一即立^レ社祭^レ之、自^レ爾已來、行路之人不^レ被^ニ殺害^一因曰^ニ姬社^一、今以爲^ニ郷名^一

夢にクツビキ(臥機即ち足をかけて機躡^{マネキ}を上下せしむる具)及タタリ(絡埭即ち紵をうむ時、之を引かけるに用ひる小直立桿)があらはれたので、織女神をも併祀したかのやうに説かれて居るが、祭主の名をカセコ(梶子)といひ、ハタ(布)——幡は借字——を飛ばして神地を求めたとある所を見ると、姫社の祭神も亦織機に關

係のあるものであらねばならぬ。隣國の人なる珂是古がトに食^アうたとあるのも、同人が宗像郡の織幡神社の社家の出であつたからではあるまいか。若し然りとすれば肥前及筑後の姫社の祭神は織女神^{オリヒメカミ}とすべきで、機織は我ヤマト民族が外國人から學んだ重要工業の隨一であるから、——其以前は機構を用ひず、手で綜たのである——之を傳へた工女の靈を祭祀したことは有り得べきである。之をヒメコソと稱へ、姫社の字を充てたのは、女神を祭祀する社なるが故で、コソは神社の意を有する古言又は外來語であらう。若し古語とすればカ(神)ス(栖)の轉呼とすべきで、コソベ(社戸、社部)といふ名稱もあり、助語コソの假字にも社をあてることがあるのである。難波のヒメコソが肥前の其と同一神を祭祀したものであるといふ確證は存せぬが、機織の神であるとするれば、九州には限らず、畿内にも其社があつて然るべきで、其由來が世間から忘れられた後、上掲のやうな傳説が生まれ、祭神を下照比賣又は阿加流比賣と稱へたのであらうが、尙^テル^タへ(照妙)

ア。カ。ル。タ。へ（明妙）といふ布帛の美稱と多少の縁故があるやうに思はれる。

上記の外、任那との交通に關しては、姓氏錄左京皇別吉田連の項下に次の如き一異説がある。

昔磯城瑞籬宮御宇御間城入彦天皇御代、任那國奏曰、臣國東北有^{コモシ}己紋地、上己紋、中己紋、下己紋、地方三百里、土地人民亦富饒、與^ニ新羅國^ニ相爭、彼此不能^レ攝治、兵戈相尋、民不^レ聊^レ生、臣請將軍令^下治^ニ此地^ニ即爲^中貴國之部^上也、天皇大悅、勅^ニ群卿^一令^レ奏^ニ應^レ遣^ニ之人^一、卿等奏曰、彦國昔命孫鹽垂津彦命、頭上有^レ贅、三岐如^ニ松樹^一、因號^ニ松樹君^一、其長五尺、力過^ニ衆人^一、性亦勇悍也、天皇令^ニ鹽垂津彦命遣^ニ奉^レ勅而鎮守、彼俗稱^レ宰爲^レ吉、故謂^ニ其苗裔之姓^一爲^ニ吉氏^一、男從五位下知須等、家^ニ居奈良京、田村里間、仍天^{シルシ}靈國押開豐櫻彦天皇謚聖武神龜元年賜^ニ吉田連姓^一、吉、本姓、田、取^ニ居地名^一地云々

右によれば吉はキチと音讀し、新羅官階十七等中第十四階の吉士をいふものゝやうであるが〔北史〕、此氏がキチのタと稱したかは疑問とすべきで、恐らくは尋常にヨシダと稱へたのを、祖先が海外に使用したといふ家傳が存したので、吉士に牽強したのであらう。松樹君といふ名號は、或は韓地に於て得たのかも知れず、頭上に三個の贅肉を有したことも絶無ではないが、其が松樹に類したといふのは例の戲説とすべきである。假に鹽垂津彦といふものが任那に派遣せられた事實があつたとしても、崇神天皇の御代のこと、斷定するに足る根據はなく、彦國昔の孫とすれば、難波根子建振熊と同世代であるから、應神朝初年（神功皇后垂簾時代）のことであつたかも知れぬ。己紋の地（今の慶尙北道金泉郡地方）を大和朝廷の部^{ホウ}とせられよと申出でたといふが如きは、崇神朝の來使の口から出た言葉とは考へられぬのみならず、朝廷に於ても、一外人の言を聞いて輕卒に海を超えて派兵せられた筈がない。

蘇那曷叱智又は阿羅斯等以後、任那の使節が來朝したといふ傳説はなく、右の吉田連家傳の外には此二朝に於て使臣を任那に派遣せられた形跡はないが、既に交通の道が開けて居たとすれば、非公式の來往はあり得た筈であるのみならず、垂仁天皇の御代には更に遠方にある海外の國を偵察せしめられたことが有つたやうである。記には其を次の如く傳へて居る。

又天皇三宅連等の祖名は多遲摩毛理を常世國に遣はして、登岐士玖能迦玖能木實を求めしめたまひき。故多遲摩毛理、遂に其國に到りて其木實を採り、纒八纒、矛八矛を將ち來る間に、天皇既に崩りましぬ。爾に多遲摩毛理、纒四纒、矛四矛を分ちて太后に獻り、纒四纒、矛四矛を以て天皇の御陵戸に獻り置きて、其木實を擧げて叫哭び白さく、常世國の登岐士玖の迦玖の木實を持ち參り上り侍ふと白し、遂に叫哭び死にき。其登岐士玖の迦玖の木實は、

是今の橘者也

木實は二字を合はせてミと訓み(コノミと訓するは非)、トキジクのカグのミといへば、季節に關はらぬ香木の果實といふ意になるのである。紀には之を非時香菓(香菓此云三箇俱能未とある)と譯して居るが(後掲原文参照)、トキジクは不時の意ではなく、隨時不斷をいふのである(古語大辭典)。纒八纒、矛八矛は日一日、夜一夜等と同例で、數稱として同一名詞を反復したに過ぎぬから、八纒八矛といふに同じく、纒は果實の若干數を蔓を以て括り合はせたものをいひ、矛は紀に八竿とあるやうに、之を運搬する竿を意味する。——内膳式に橘子廿四蔭、梓橘十枝などあるのは、撥橘子即ち裸實に對し、葉又は枝附の橘をいふものゝやうであるが、其は此傳説の用語に對する誤解から生れた稱呼で、準據すべきものではない——此果實は勿論香橙の謂であるが、是今橘者也とあるのはタチマ毛理が將來したナ(食物)なるが故に、タチバ(バはマの音便)ナ(こゝでは果實を意味する)と稱へる

やうになつたといふことを意味するのであらう。例の名號所由説明であるが、是は事實らしく思はれる。

此事件に關する紀の所傳は、記と同一原説を漢譯して、之に若干の文飾を施したもののやうで、大體に於ては相違はない。即ち

九十年春二月庚子朔、天皇命_二田道間守_一、遣_二常世國_一、令_レ求_二非時香菓_一、今謂_レ橘是也

九十九年秋七月戊午朔、天皇崩_二於纏向宮_一、時年百四十歲、冬十二月癸卯朔壬子、葬_二於菅原伏見陵_一、明年春三月辛未朔壬午、田道間守至_レ自_二常世國_一、則賣物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守於_レ是泣悲歎之曰、受_二命天朝_一、遠往_二絕域_一、萬里蹈_レ波、遙度_二弱水_一、是常世國則神仙秘區、俗非_レ所_レ臻、是以往來之間自經_二十年_一、豈期_レ獨凌_二峻瀾_一、更向_二本土_一乎、然賴_二聖帝之神靈_一、僅得_二還來_一、今天皇既崩、不_レ得_二復命_一、臣雖_レ生之、亦何益矣、乃向_二天皇之陵_一、叫哭而自死之、群臣聞皆流_レ

涙也、田道間守是三宅連之始祖也

弱水は後漢書東夷傳夫餘國の條下に、西與_二鮮卑_一接、北有_二弱水_一とあり、今の松花江をさすものゝやうであるが、若し之に準據したとすれば、無稽の甚しきもので、香橙は溫熱の地を原産とするものであるから、之を朔北に求めた筈がない。常世國則神仙秘區とあるのも筆者の空想若くは文飾で、此傳説を全然虚構と見なさぬ限り、香菓を得たのは實在地であらねばならぬ。案するに常世國は御毛沼命が日向國から此地に渡航せられたとあり(六一―二三六頁)、南海に面する伊勢國を常世之浪重浪歸國とある所を見ても(第一三四頁)、南方洋上の一國とせられたことは疑なく、溫熱常綠の故を以てトコヨ(常世)と呼ばれたのであらうが、——常陸風土記に其國の富饒を説いて、古人曰_二常世之國_一、蓋疑此地とあるのは、常世の字によつて仙郷なりと速斷した後世式の解釋である——少くとも大和人には其所在が知られて居なかつたやうである。されば此常世國は必しも御毛沼命の移住地を意

味するのではあるまいが、高天乃至海人族の本郷と想像せられ(三一―三二頁)、常に憧憬的であつたことは有り得べきである。田道間守が派遣せられたのが史實とすれば、之を偵察して爲し得べくば朝廷の手に回収する計畫が存したものと解すべきで、紀にいふが如く絶海萬里の異域ではなく、之に通ずる航路がほゞ知られて居たものとせねばならぬ。其がどの方面であつたかは、次の如く考察することによつてほゞ想像せられる。

(一) 任那人の入朝によつて、從來海外諸國との直接交渉をもたなかつた大和朝廷の爲に、此方面進出の門戸が開かれた。史書には現はれて居らぬが、爾來任那との交通が繼續し、其國の南方海上に、所謂常世國ではあるまいかと想像せられるやうな一島國があることを知り、之と通交する目的を以て使節が派出せられたのであらう。

(二) 田道間守の祖先は前卷(第二三七頁以下)に述べたやうに、韓地居住のアマ族(倭系)であつたから、既に五代を経たけれども、但馬家には其故郷の事情及言語風俗が多少判明して居たので、特に此氏人から選任せられたものと推察せられる。若し然りとすれば其目的地の住民も亦、倭種であつたとせねばなるまい。

右の見地から之を日韓海面に求めるとすれば、後の耽羅即ち濟州島が最よく條件に適するやうである。九州南岸から直接此島に渡航することは、上代の行船術を以てしては殆ど不可能であつたと思はれるから(五―二六八頁)、御毛沼命が移住せられた常世國は別地であつたかも知れぬが、此名稱は上述のやうに一國一島に限るものではないので、香橙を産する此島をも、我上代人がトコヨの國と呼稱したことは有り得べきである。——耽羅については次篇に再説する。

第九章 内治財政

調役漕運——農業振興——地方巡撫——屯倉及民部設置

崇神天皇は版圖擴張に努力せられたのみならず、内治上にも一新紀元を劃せられたことは、序説(第一六頁)に述べた通りで、紀には詔勅の形式を以て其事實を次の如く叙して居る。

四年冬十月庚申朔壬午、詔曰、惟我皇祖、諸天皇等、光臨宸極者、豈爲一身乎、蓋所以司收人神、經綸天下、故能世闡^ヨ玄功、時流^ニ至德、今朕奉承^ニ大運、愛育黎元、^{イカニシテカコ}何當^ニ聿遵^ニ皇祖之跡、永保^ニ無窮之祚、其群卿百僚竭^ニ爾忠貞、並安^ニ天下、不^ニ亦可^ニ乎

十二年春三月丁丑朔丁亥詔、朕初承^ニ天位、獲^レ保^ニ宗廟、明有^レ所^レ蔽、德不^レ能

綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、舉兵以討不服、是以官無廢事、下無逸民、教化流行、衆庶樂業、異俗重譯來、海外既歸化、宜當此時更校人民、令知長幼之次第及課役之先後焉

右の如き内容の詔勅が實際宣布せられたかは疑問で、後詔の異俗重譯云々の如きは、明に後日の事實を追記したものとせねばならぬが、兩詔にあらはれたやうな大御心が存し、若くは存したと信ぜられたことは有り得べきで、校人民以下は此詔勅につづけて記載せられた次の事實をさすものである。

秋九月甲辰朔己丑、始校人民、更科調役、此調男之弭調、女之手末調也、是以天神地祇共和享而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱謂御肇國天皇也

人口を檢校したのは勿論調役負課の準備事業で、エタチ即ち強制無償勞働につい

ては説明を缺いて居るが、ミツキ(調)即ち人頭税は男女ともに品物を以て課せられ、之をユハズ(弭)の調、タナスエ(手末)の調と呼稱したといふのである。手末調は勿論手工品を意味し、弭調は弓箭の獲物をいふのであるが、恐らくは屋外勞動收穫の代表として此語を用ひたのであらう。——古語拾遺に之を今神祇之祭用ニ熊皮鹿皮角布等ニ此縁とあるのは、餘りに偏狹な説明とせねばならぬ——記にも同じ意味を次の如く述べて居る。

爾天の下太平ぎ、人民富み榮えき。是に始めて男の弓端の調、女の手末の調を貢らしめたまふ。故その御世を稱へて所^{ハツク}知^ニ初國^ニ之御眞木天皇と謂す也

戸口檢校及調役負課の如きは、一舉にして全國に實施することの出来るものではないから、先づ近畿から始めて遠國に及ぼしたのであらう。調貢の品物は所在の集團長が取まとめて進達したのであらうが、之が爲に運搬轉送機關の設備を必要としたので、紀には更に次の如き詔勅をあげ、直に實施せられたとして居る。

十七年秋七月丙朔午詔曰、船者天下之要用也、今海邊之民、由無船以甚苦、步運、其令諸國、俾造船舶、冬十月始造船舶、

舟は原始時代から存したのであるから、此に始造船舶とあるのは公用船建造の謂と了解せねばならぬ。驛遞傳馬について所説のないのは、當時尙馬匹が輸入せられて居なかつたか、若くは常用せられなかつたことの一證とすべきである(第一五八頁参照)。

農業振興に關しては次の如き記事がある。

六十二年秋七月乙卯朔丙辰詔曰、農天下之大本也、民所恃以生也、今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠於農事、其多開池溝、以寬民業、冬十月造依網池、十一月作荊坂池反折池、云天皇居桑間宮、造是池也

灌溉疏水が農作に必要なことはいふまでもないが、殊に米田に在つては或時期

間一定量の水を與へねばならぬから、狹山と呼ばれるやうな丘陵地で、硬質土壤より成る埴田に於ては、池溝の設なくんば米を生産する望がない。されば之を開墾するものはなく、多くは沮洳地を選んで之に播種又は移植したのであるが、水量が多きに過ぎても亦完全なる成育を妨げるので、疏水の必要をも痛感したのであつた。ヨサミは寄水即ち瀦の意であるから(第二卷一九五頁)、明示せられては居らぬが、依網池は灌溉を目的とせず、疏水の爲に造られたのであらう。此政策は爾來歷代遵奉せられたが、殊に垂仁朝には之を勵行したことが、三十五年の紀に於て次の如く記述せられて居る。

秋九月遣五十瓊敷命于河内國、作高石池茅淳池、冬十月作倭狹城池及迹見池、是歲令諸國多開池溝、數八百之、以農爲事、因是百姓富寬、天下太平也

即ち大和河内に於て試みた結果が良好であつたので、大に天下に獎勵せられたと

いふのである。記にも造池傳説を擧げて居るが、其數及地點に相違があるから、重複を嫌はず左に摘録する。

〔水垣宮〕 又是之御世に依網池を作り、亦輕之酒折池を作りき

〔玉垣宮〕 印色入日子命は血沼池を作り、又狹山池を作り、又日下之高津池を

作らしき

池水の源泉は之を溪流に求め、坡塘を築いて之を堰き留めたもの、やうで、今尙残存するのは少數に過ぎぬが、其遺跡によつて察するも、決して小規模のものではなかつたやうである。左に其所在を列擧する。

狹山池。 和名抄河内國丹比郡狹山(佐也萬)とある地で、今も南河内郡狹山村

に現存する池である。記には印色入日子命が作られたとあるが、此皇子の由縁の地ではないから、誤傳とすべきであらう。

依網池。 大坂市住吉區依網村の小池が其名残で、舊池域の大部分は新大和

川の河身に取込まれた。記には仁徳朝にも依網池を作られたとあるが、其は改築を意味したのであらう。

荊坂池。 荊坂は大和の輕(第二卷五五頁)の坂の意で、——カルといふ地名もまたカリ(鳧鴨の總稱)から出たのである〔古語大辭典〕——應神朝に作られたとある輕池〔紀〕は之を修築したものとされる。されば記には垂仁天皇の御代にも本牟智和氣皇子の爲に、輕池に舟を浮べたとあるのである。遺跡不明。

反折池。 記に輕之酒折池とあるのが誤記でないとすれば、荊坂池と同じく輕の地に作られたものとせねばならぬ。地名も遺跡も残存せぬが、反折(酒折)はサカヲリと旁訓してあるから、サカヲリ(坂降)の意で、——發音の便宜上サカオリは約してサコリといふか、若しくはオを半母韻化してサカヲリと稱へるのが通例である——荊(輕)坂の下に今一つ池を作られたものと了解せられる。記の輕之酒折池は輕坂池反折池とした本もあり、「之」の下に「池」の字

脱とする説もあるが〔記傳〕、紀記兩傳は必しも一致せねばならぬものではないから、紀は二池を傳へ記は其一を擧げたものと了解しても差支はない。

高石池。高石は今の和泉國泉北郡高石町で、高脚海〔持統紀〕、高師能濱〔萬二〕を以て聞えた舊地であるが（古は河内に屬した）、高石池については他に所見がない。タカシは高磯の謂で、池を作るに適する地點とも思はれぬから、或は萬葉集十卷に妹手乎取石池イモガテナトランとある池の別名であつたかも知れぬ。其は高石の隣地で、今も其名殘を留めて居る。記に日下之高津池とあるのも之にあたり、日下は和名抄に大鳥郡日部（久佐倍）とある地（泉北郡額田村草部）をいひ、高石及取石の東に接する。高津は記傳に高師の誤にやとあるが、上古此處に入江が存したとすれば、高津と稱へたことも有り得るのである。

茅渟池。チヌは泉南一帶の總稱であるが、此池については或は日根郡野々村の西なる布池であるといひ〔和泉志〕、或は佐野村の北、街道の東にありと稱し

〔名所圖會〕、尙定説がない。

倭狹城池。今の生駒郡都跡村大字佐紀は和名抄の添下郡佐紀郷で、其地の水上池が古の狹城池であるといはれて居る。

迹見池。鳥見郷（五一―一九四頁）中に存したものと思はれるが、其地點を詳にせぬ。神名帳の添下郡登彌神社の所在地とすれば、今の生駒郡大字石木であるが、池の遺跡は發見せられぬ。

崇神紀の分註に天皇が桑間宮に坐して三池を作らしめられたとあるのは解しかねること、此朝に築造せられた四池中二池は河内に存し、二池は大和に設けられたのであるから、工事監督の爲に行宮に駐蹕せられたものとすれば、いづれかの二池であらねばならぬ。桑間といふ地名も他に所見がないが、マは地域を意味し、桑原というても大差はないから、神功朝に新羅俘人を置かれたとある桑原邑即ち和名抄の葛上郡桑原郷のことであるかも知れぬ。其所在は判明せぬが、應神

朝百濟池の築造に新羅人を使役したとある所を見ると、百濟村を距ること遠からぬ地であつたと思はれるから、輕の二池をいふものと解すべきであらう。

垂仁朝に於ては御父天皇が經略せられた諸地方を鎮撫することが、最大急務であつた筈で、前々章にあげた出雲の例によるも、決して放任して置いたのではな
いと思はれるが、紀記によれば一廷臣が諸國を巡行したといふことが、本牟智和
氣(譽津別)皇子の生ひ立に託して記述せられて居るのみである。此皇子は生來暗
啞であらせられたが、出雲大神を參拜することによつて、本然の機能が活ハタラくやう
になつたと傳へられたことは既述の通りで(第二四頁以下)、其外に鵠の聲を聞き
て突然出言せられたといふ傳説も存したらしく、記は此兩説を綴り合せて一連の
物語としたものゝやうであるが、紀には出雲下向説を取らず、後説のみを収録し
て居るのである。此部分に關する話の筋は紀記同一であるが、其内容に多少の相

違があるから、左に先づ記の文を全掲し、説明を加へつゝ紀の所傳と對照するこ
とにする。

故その御子を率て遊ぶ狀は、尾張の相津なる二侯相を二侯小舟につくりて、
持上り來て、倭之市師池イチシ輕池に浮べて、其御子を率て遊べり。然るに是御子
八拳鬚ヤツカヒゲムナサキ心前に至るまで眞事マコトとはず。故今高往く鵠タツガ之音ガネを聞かして始めて阿藝アギ
登比トヒしたまひき。爾に山邊之大鵜オホタカを遣りて、其鳥を取らしめたまへば、是人
その鵠タツを追ひ尋ねて、木國より針間國に到り、亦追ひて稻羽國を越え、即ち
且波國多遲麻國に到り、東の方に追ひ廻りて、近淡海國に到り、乃ち三野國
を越え、尾張國より傳ひて、科野國に追ひ、遂に高志國に追ひ到りて、和那
美之水門に網を張り、其鳥を取りて持上り獻りき。故その水門を號けて和那
美之水門といふ也。亦其鳥を見まさば物言はむと思ほししに、思ほしし如言ゴト
ひたまふ事なかりき

二侯舟は諸手舟と同じく、副筏を有する丸木舟の謂であるのを(五一—〇九頁)、傳誦者が又狀の舟と速斷し、其當時尾張人の口碑によつて有名であつた相津(所在不明)の二侯楫に附會したので、原傳説の本意ではあるまい。舟體を又狀にしたとすれば前進は可能でも、後退又は轉廻が至難の筈であるから(日本古俗誌二三五頁)、實用に適せぬのみならず、運搬にも甚しく不便であつたであらう。紀に此一節を省いたのも、無根と認めただからではあるまいか。爾餘の部分は左記の如く修飾を加へて漢譯せられて居る。

二十三年秋九月丙寅朔丁卯、詔群卿曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如兒、常不言何由矣、因有司而議之、冬十月乙丑朔壬申、天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鵠度大虛、皇子仰觀鵠曰、是何物耶、天皇則知皇子見鵠得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥獻之、於是鳥取造祖、天湯河板舉奏言、臣必捕而獻、即天皇勅湯河板舉曰、汝獻是鳥、必敦賞矣、時湯

河板舉遠望鵠飛之方、追尋詣出雲而捕獲、或曰得于但馬國、十一月甲午朔乙未、湯河板舉獻鵠也、譽津別命弄是鵠、遂得言語、由是敦賞湯河板舉、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部、譽津部

垂仁天皇の治世第二十二年とあるのは推定年紀と思はれるが、當時皇子の御齡を三十歳とした所を見ると、筆者が降誕を父天皇踐祚前と認定した爲とせねばならぬ(第二六頁)。八拳鬚至于心前(記)または髯鬚八掬(紀)は、二年の紀に及壯而不言とあるやうに、年長に至るまでといふ意を誇張したに過ぎず、眞事登波受のマは接頭語で、コトトフは發言を意味し(事は借字)、成人の後も口がきけなかつたことをいひ、必しも智的發育が不良であつたといふのではない。然るに紀が泣如兒と潤色したのは、スサノヲの命の泣イサチの意義を誤解した爲か(二二—二〇五頁)、或は出雲傳説に阿遲須積高日子命、御須髮八握于生晝夜哭坐之、辭不通とあるのを模倣したのであらう(第二二三頁)。其出言の機會についても、紀に天皇

が皇子を携へて大殿の前に立たせられた時とあるよりも、輕池に舟遊中とした記の所説の方が自然に近く、カルは上記のやうに鳧鴨類を意味するから、大空を鵠が鳴き渡つたといふことも縁がある。

鵠は紀の舊訓にクグヒとあり、和名抄も之に準據して古布、日本紀私記云、久久比と註記して居るが、宣長は萬葉集第三卷に近江海、八十之湊爾、鵠タツ佐波二鳴とあるを證據としてタツと訓した。ツルもクグヒも本來長頸によつて與へられた稱呼で、種名ではないから、どちらでも差支はないが、クグヒ之音ガネといふ用例がないから、宣長説に従ひタツと訓む方がよいやうである。之を聞いて阿藝登比せられたとあるアギトヒは、アギ(孩兒)とトヒ(音の活用形)とに分解し得られるから、小兒の如く物言ふことで、恐らくはアレヨアレヨと言はれたといふ意であらう。紀に是何者耶と譯したのは、宣長の所謂漢意である。

鵠を捕りに遣はされた廷臣を、紀に天湯河板舉(板舉此云ニ拖儼一とある)とした

のは、此人が鳥取連の祖なるが故で〔姓〕、後記の如く巡察が主目的であつたとすれば、必しも此氏人なるを要せず、記の如く山邊氏であつたかも知れぬ。尾張氏六世建麻利尼命の後裔中に山邊之縣主と稱するものがあり〔舊〕、當時此一族は隆盛であつたから、巡察使に選任せられたこともあり得る。其名を大鵜と稱したのは、此物語によつて後日付與せられたのかも知れぬが、一族中に鷗ウシ比賣といふものもあるから(第二卷九二頁)、偶然鳥名を負うて居たものとも了解せられる。

紀には直路出雲又は但馬に赴いて此鳥を捕獲したとあるが、記によれば紀伊國を起點とし、播磨を経て先づ因幡に超えたとあり、第七章に述べた本牟智和氣皇子の經路を髣髴せしめるものがある。原説には或は紀の所傳の如く出雲にも達したとあつたのを、皇子下向説と重複するので、之を削つたのではあるまいか。姓氏錄鳥取部連(左京)の條下には、捕鳥の地を出雲國宇夜江として居るが、宇夜は出雲郡健部郷(今簸川郡莊原村)の舊名であるから〔風〕、出雲進出は全然無根では

なかつたのであらう。因幡から但馬丹波を過ぎ(恐らくは山城を横断して)、近江に出で、美濃尾張を経、木曾川を遡つて信濃に入り、越國に達したとあるのは、當時のヤマト帝國の版圖を一巡したことを表示するもので、其道順もよく地理に合致する。和那美之水門は所在を詳にせぬが、第六章に述べたやうに、當時信濃川流域には尙未だ皇化が及んで居なかつたやうであるから、頸城郡地方の水門即ち河口を謂ひ、ワナミ(語義不明)と稱したが故に、畏網の意に取なして捕鳥の地としたのではあるまいか。

右の如く説明すると、此傳説の裏面に新附地巡撫の事實が潜んで居ることは殆ど疑がないが、一回の行程としては、當時の交通状態に鑑み、過多の感があるから、或は西方巡行を終へた後、山城から一旦歸京し、休養の上再び東國に向つて進發したか、或は西方には本牟智知和氣皇子が派遣せられ、山邊大鷲は東國巡撫を分擔したのであつたのを、捕鳥傳説と結びつける爲に合併したのかも知れぬ。

紀に天湯河板擧が鳥取造の姓を賜ひ、鳥取部、鳥養部、譽津部を定められたとあるのは、記にも掲載せられて居る事實で、民部新設を意味すること、後記の通りである。

垂仁天皇二十七年の紀に興_ニ屯倉于來目邑とあるのは、上記輕の二池構築の結果、皇室直隸地の米作も増加したので、之を貯藏する爲であつたと思はれる。從來米穀收納用に供した倉廩は之を稻置と稱へ(三十一―九三頁)、集團毎に設けられて居たのであるが、其は朝廷の施設ではなく、私的の配給管理の爲であつたから、別に皇室直屬の蓄藏所を必要とするやうになつたのであらう。屯倉は此云_ニ彌夜氣と訓註せられ、或はオホヤケ(大宅)とも稱へ、ミヤ又はオホヤ即ち官家のウケ(稻)を意味するのである。當時は尙未だ内藏大藏の別なく、皇室財産と官有物とは同一視せられて居たのであるから、國家有事の日の需要に應ずる爲に之を設置

するやうになつたのであらう。一々は記録せられて居らぬが、逐次各大御縣にも増置せられたものゝやうで、之を名とする郷邑は諸國到る所に殘存する。

大御縣即ち皇室直領地には其々田部ミタベが配屬しトモヤツコ、部造の指揮の下に耕織に従事し、自治集團の貢物と相待つて供御を充たしたのであるが、中央集權に伴ひ、衣食住の資料以外に、有形無形の需要が益々多きを加へ、之に應ずる爲に上掲のやうに調役を賦課したけれども、尙種々の意味に於て直隸民部の増置を必要とし、あらゆる機會に於て之を設定せられるやうになつた。其徵募編制については明徴はないが、雄略紀によれば廷臣又は氏部族長から貢進せしめられたものゝやうで、官選の部長の下に集結したのであるが、忌部、物部、來目部の如き舊部族とは異り、自治權を有せざるものであるから、之を區別する爲に爾今民部といふ稱呼を用ひる。史書にあらはれたのは垂仁紀(記)以後で、特に此朝に於ては設立の動機を二三皇子の事蹟に結託して説いて居る。即ち記の本牟智和氣傳説

には、降誕の條下に大湯坐若湯坐をあげ(第一二〇頁)、出雲參拜の條下には毎ニ到坐地ニ定ニ品遲部トとあり(第二二六頁)、其終に次の如く叙して居る。

是に天皇その御子に因りて鳥取部、鳥甘部、品遲部、大湯坐、若湯坐を定めたまひき

紀にも上掲の如く鳥取部、鳥養部、譽津部を定められたとあるが、事蹟又は名號に多少の因縁はあるにしても、其民部の實質は殆ど此皇子とは無關係である。左に逐次之を略説する。

鳥取部。 供御の料たる禽鳥捕獲に任ずる民部で、天湯河板舉が其部トモの造に任ぜられたとある。姓氏錄によれば此人は角凝魂命三世孫で、——三は誤記であらう——委文宿禰(連)と同祖であるから、海人系なることは疑なく(三一—二三五頁)、天はアマ(海人)に充てた假字と思はれる。ユカハタナの語義は確言し得ぬが、或は齋川田ユカハタといふ地名に敬稱ネの音便ナをそへて稱號としたのか

も知れぬ。姓氏録には湯河桁命ともある。

鳥養(廿)部。鳥類の飼育に任ずる民部で、猪養部及犬養部と同種に屬する。雄略朝に吳から將來した鶯を嚙殺した犬の持主が驚懼して鴻十隻と養鳥人とを献上したと傳へられ、又菟田人の狗が鳥官の禽を嚙殺したによつて、其狗の主を黥面して鳥養に編入したとあり、信濃國の直丁と武藏國の直丁とが之を非議して、我國積鳥之高、同於小墓、且暮而食、尙有其餘、然るに一鳥の故を以て人を黥するは無道であるというたとある所を見ると、飼育せられたのは鳧鴨の類で、食用の爲であつたと思はれる。

品遲部、譽津部。秀御道部、秀御津部の謂で、既述の如く道路港津の構築修理に任ずる民部を意味する(第四一頁)。其部長として品治部君(因幡)、伊勢之品遲部君、吉備品遲君等の名が見える(第二卷一八〇、一八二、一九二頁)。

大湯坐、若湯坐。此兩湯坐が前文(第二二〇頁)の所説の如く、皇子哺育の職員

であつたとすれば、民部ではないが、鑄物座も亦ユエと稱へられ(三一二〇九頁)、此朝に於て鐵工業が勃興したことは既述の通りであるから(第六七頁)、或は其を意味したのかも知れぬ。若し然りとすれば右の哺育談はユエといふ名から思ひついて、豊玉姫傳説(六一二二三頁)を模倣したのであらう。

此皇子の外に印色入日子命も亦、記には鳥取之河上宮に坐して河上部を定められたとあるが、此河上部は既述の如く、紀の本文には川上部カハカミノトモ亦名曰裸伴ヌカハダガトモとあつて、劔の名とせられ、別に一云として次の如き一異傳を掲載して居る。

五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部賜五十瓊敷皇子。

右によれば河上は鍛工の名とあるから、其部下の工人を河上部と稱したとも了解せられる。或は河上は一人の名ではなく、此工人部の稱呼であつたかも知れぬ。

十品部中には左記の如く種々の性質のものが含まれて居る。

倭文部、玉作部。既存の部族で(三二二三五、三二九頁)、布、玉の製作に任じたものである。

神弓削部、神矢作部。

神は美稱で、弓矢工作部員の謂である。官用兵器製作の爲に、此御代に於て始めて此等の民部を設置せられたのであらう。之を此皇子に屬けられたとあるのは、弓矢を得たいといふ情願によるものと了解せしめんが爲と思はれる(第六五頁)。

楯部、大刀佩部。

獨立民部ではなく、本來兵種の名と見るべきものであるが(五二二五七、二五八頁)、此時代に區分せられたので、之を皇子に附會したのであらう。

日置部。

ヒキはキ(木)族の一支の名であるから(四一三頁)、西紀地方にも居住したことは絶無ではなく、其名を負うた地域が存したことも有り得るが、其

本郷は出雲國のやうであるから〔古語大辭典〕、或は鐵工業創始の爲に、河上部と共に出雲から招致せられたのであるかも知れぬ。

神刑部。

神は美稱、刑部は借字で、此皇子が作らしめられた大刀千口を一時

大和の忍坂オサカに收藏したとある所を見ると(第六九頁)、皇子も其地に假寓せられ、所在の民衆を糾合して一民部を編成し、地名に因んでオサカ部と稱へたのであらう。

大穴磯部。

大は美稱、アナシは纏向の一地點名で、當時の皇居の側近である

から、忍坂から此處に移られた皇子の領民として配屬せしめられたものとも了解せられるが、アナシの原義は穴栖即ち穴居で、先住民の呼稱にも用ひられるから、菟砥川上に居住した此族人を馴致して編制した民部であつたかも知れぬ。

泊櫃部。

羽束物部の謂で(五二二五〇頁)、兵役部隊であるから、此皇子に配屬

せしめられたことも有り得る。

上掲の外、記には伊登志別命の名の下に因_レ无_レ子而爲_ニ子代_ニ定_ニ伊部_ニとあるが、此に關しては既に第一章(五七頁)に詳論した。之を要するに以上三皇子に因んで設定せられたとあるのは口實又は附會で、皇室直隸民部増加が目的であつたことは如上の説明によつて自ら明である。

第十章 逸事

當麻蹶速——殉葬停止——土師部の設置——餘録

以上九章の説明にもれた傳説及記録を假に逸事と名づけて、本章に於て一括して論ずる。崇神紀の記事は一も剩す所なく説明を了したが、垂仁紀には既述の外に次の如き記事がある。

七年秋七月己巳朔乙亥、左右奏言、當麻邑有_ニ勇悍士_ニ曰_ニ當麻蹶速_ニ其爲_レ人也、強力以能毀_レ角申_レ鉤、恆語_ニ衆中_ニ曰、於_ニ四方_ニ求_レ之、豈有_下比_ニ我力_ニ者_上乎、何遇_ニ強力者_ニ而、不_レ期_ニ死生_ニ頓得_レ爭_レ力焉、天皇聞_レ之詔_ニ群卿_ニ曰、朕聞當麻蹶速者、天下之力士也、若有_ニ比_レ此人_ニ耶、一臣進言、臣聞出雲國有_ニ勇士_ニ曰_ニ野見宿禰_ニ試召_ニ是人_ニ、欲_レ當_ニ于蹶速_ニ、即日遣_ニ倭直祖長尾市_ニ、喚_ニ野見宿禰_ニ、於_レ是野

見宿禰自_ニ出雲_ニ至、則當麻蹶速與_ニ野見宿禰_ニ令_ニ角力_ニ、二人相對立、各舉_レ足相蹶、則蹶_ニ折當麻蹶速之脇骨_ニ亦踏_ニ折其腰_ニ而殺之、故奪_ニ當麻蹶速之地_ニ、悉賜_ニ野見宿禰、是以其邑有_ニ腰折田_ニ之緣也、野見宿禰乃留仕焉

此は角力スマツの起原であるといふ俗説が行はれ、今も斯道の神として野見宿禰を崇めて居るのであるが、文面によつても明なるが如く、此は遊戯でも競技でもなく、生命がけの決闘であるから、皇極紀以下に見える體技化した相撲とは全然性質を異にする。思ふに此傳説は土師連氏から出たもので、遠祖野見宿禰の上京奉仕の機縁を説いたのであらう。

野見宿禰は後出土師宿禰道長の上表並に新撰姓氏錄によれば土師連(宿禰)の祖で、天穗日命十四世の孫とあり、飯石郡野見(風)といふ地に居住した出雲臣の一族なることは明で、其嫡流たるの故を以てスクネ(直系)と號したのであらう。此人は上文の如く朝廷に召出されて、京師に轉貫したのであるが、其氏人は尙郷里

に留まり、ヌミを以て氏名としたと見えて、後日左京に來住したものに野實連ヌミと稱する一門がある(姓氏錄未定雜姓)。大穴牟遲命チヘリ之後者と記注せられて居るのは頗る興味のあることで(第二二二頁)、師木二朝の御代に出京した出雲臣等は、振根が朝命を抗拒したことを憚つて、遠祖を天穗日命に託したが、本國に於ては依然として大己貴の後裔と稱して居たことが立證せられるのである(四二四五頁)。

之と角力した蹶速はクエハヤと旁訓せられて居るやうに、敵手を潰クヤす捷男ハヤチといふ意を以て號けられたので、蹶はフムとも訓み、舉足の謂であるが、こゝは蹶倒し、踏潰くことを意味するから、クエ——クエ(潰)に通ずる(古語大辭典)——と稱へたのである。大和の當麻(五二四四頁)に居住したので、地名を冠稱とし、勇猛を以て聞えた人であつたと思はれるが、野見宿禰に蹶殺されたといふ事實が存したかは疑問で、此出雲臣が當麻に居住地を給はり、且其地にコシヲリ田といふ地點が存したので脚色せられたのかも知れぬ。コシヲリ田はコシ(高志)族のオリ

(貴人)の田の意とも了解せられる。

右の一段は後記の埴輪創製者の出現の序幕であるが、之に次いで伏線として左記の如き一挿語が掲載せられて居る。

二十八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉、葬_三倭彦命

于_ニ身狭桃花鳥坂、於_レ是集_三近習者、悉生而埋_三立於陵域、數日不_レ死、晝夜泣吟

遂死而爛鼻之、犬鳥聚噉焉、天皇聞_ニ此泣吟之聲、心有_三悲傷、詔_三群卿_一曰、夫以_{オモフニ}

生所_レ愛、令_レ殉_レ亡者是甚傷矣、其雖_ニ古風_一之非_レ良、何從、自_レ今以後議之止_レ殉

此は殉死禁制の動機を誇張して説いたもの、やうである。貴人の死後近習者が之に殉ずることは、未開社會に普く行はれる風習であるから、我國にも上文の如く古習として存したことがないとは言へぬが、生ながら陵域に埋立てたとあるのは疑問で、晝夜泣き叫んだといひ、犬鳥が聚り噉うたとある所を見ると、頭部だけ

地上に出て居たものと了解せねばならず、話にのみ聞く生理といふ酷刑に類する殉葬が、死者の冥福の爲に行はれたとは考へられぬことである。殉死はもと故主を慕ふ餘りの自發的行爲で、靈魂となつた主君に近侍したいといふ觀念から出たのであるが、其が儀禮的になり、死にたくないのに生命をすて、或は嫌がるものを引捉へて死なせるといふ場合も有り得たことであり、昔話にも残つて居るけれども、假に此場合が其例に屬したとしても、身狭の桃花鳥坂から二里餘を隔てた大宮の内まで泣吟の聲が聞えたとは、何としても誇張といはねばならぬ。恐らくは原説は之と相違し、陵墓の側に殉死したものの遺體が收瘞せられず、禽獸の來り食むに委せてあるのを見て、其遺族が泣き悲しむといふ噂が、天皇の御耳に達したとあつたのであらう。偶々記の倭日子命の分注に此王之時始而於_レ陵立_三人垣_一とあるので、之を生而埋_三立於陵域_一といふ紀の文に引つけて説くものもあるが、記傳にも引用したやうに、太神宮儀式帳の皇太神御形新宮遷奉時儀式行

事に人垣可_ニ仕奉_ニ男女(人)等とも、諸内人物忌等及妻子等人垣立_且衣垣曳_且蓋_且刺_且羽等棒_且幸行ともあり(外宮儀式帳にも同様の記事がある)、人垣が儀仗の爲の堵列者の意なることは極めて明白で、倭日子命は天皇の同母弟でもあり、其名の示すやうに尙未だ臣籍に降下せられなかつた皇子であるから、大葬に準じて始めて人垣を立てられたことをいひ、紀とは全然別個の傳承と見ねばならぬ。但し兩傳ともに特に厚葬せられたといふ意が含まれて居ることは勿論である。

紀には埴輪立物の起原を右の傳説と關聯させて次の如く説いて居る。

三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命一云日葉酢根命也薨、臨_レ葬有_レ日焉、天皇詔_ニ群卿_一曰、從死之道、前知_ニ不可_一、今此行之葬、奈_ニ之爲何_一、於_レ是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋_コ立生人、是不良也、豈得_レ傳_ニ後葉_一乎、願今將_下議_ニ便事_一而奏_レ之、則使者、喚_コ上出雲國之士部壹佰人、自領_ニ土部等_一、取_レ埴以造_コ作人

馬及種種物形_一獻_ニ于天皇_一曰、自_レ今以後、以_ニ是土物_一更_コ易生人_一、樹_ニ於陵墓_一爲_ニ後葉之法則_一、天皇於_レ是大喜之、詔_ニ野見宿禰_一曰、汝之便議、寔洽_ニ朕意_一、則其土物始立_ニ于日葉酢媛命之墓_一、仍號_ニ是土物_一謂_ニ埴輪_一、亦名立物也、仍下_レ令曰、自_レ今以後、陵墓必樹_ニ是土物_一無_レ傷_レ人焉、天皇厚賞_ニ野見宿禰之功_一、亦賜_ニ鍛_一地_一、即任_ニ土部職_一、因改_ニ本姓_一謂_ニ土部臣_一、是土部連等主_ニ天皇喪葬_一之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也

記にも亦其大后比婆須比賣命之時、定_ニ石稅_一作_レ又定_ニ土師部_一此后者葬_ニ狹木之寺間_一陵_一也とあり(眞福寺本)、稅は諸本祝とし、宣長は棺の誤寫としてイシキツクリと解讀したが、定とあるからには一時的のものではなく、永久的の民部であらねばならぬのに、地名にも姓氏にも残つて居らぬ所を見ると、或は石作部の誤記か、若くは稅作の二字をツクリと訓むべき理由があるのではあるまいか。姓氏録石作連(左京)の條下にも、垂仁天皇御世、奉_コ爲皇后日葉酢媛命_一作_ニ石棺_一獻_レ之、仍賜_ニ姓

石作大連公とあるから、此民部が石棺の製造にも従事したことは疑がないが、其は日常の需要品ではないから、製棺を専業とする民部が設置せられたと考へることは出来ぬ。いづれにしてもヒバス媛が天皇に先つて薨去せられ、其埋葬に際し、ハニシ(土師)をして副葬品を造らしめられたことは史實とすべきで、ハニシは粘土工作(爲)を意味し、紀に土部をハジベと訓したのは其約濁である。

野見宿禰が出雲國から土部一百人を呼び寄せ、製作させて献上したのは人馬その他種々の物の形で、之を陵墓に立て、殉埋にかへ、以て恆例とせられたから、右の土物を埴輪又は立物と稱するといふのが紀の傳承の大意であるが、野見宿禰の答奏中に、埋立生人是不良也とあるのは、上記殉葬傳説と一致せしめんが爲に、後人が補説したのであらう。されば桓武朝土師宿禰道長等の上言には、左記の如く生理に言及して居らぬのである〔續紀三六〕。

土師之先出自天穗日命、其十四世孫、名曰野見宿禰、昔者纏向珠城宮御宇垂

仁天皇世、古風尙存、葬儀無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、梓宮在庭、帝顧問群臣曰、後宮葬禮爲之奈何、群臣對曰、一遵倭彥王子故事、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如臣愚意、殉埋之禮、殊乖仁政、非益國利人之道、仍率土師三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、帝覽甚悅、以代殉人、號曰埴輪、所謂立物是也

土師氏の家傳の大意は恐らくは此文の通りであつたのであらう。之を埴輪と稱する理由は説明せられて居らず、日本紀私記には師説として、山陵乃女久利爾埴人形乎立如車輪故云とあるから〔釋紀〕、——和名抄にも此説を引用して居る——平安朝時代にはハニモノのワの意と了解せられたものと思はれるが、國語の構成法則からいへば右の如き省約は許されず、ハニワと言へば粘土の輪廓の意とせねばならぬ。されば亦名立物または所謂立物是也とあるのは土師氏の誤傳で、人馬その他の物象は本初立物とのみ稱へられ、ハニワは玄室の周壁を意味し、土器製の

圓塙等を並列して石槨に代用したものを謂ふのであらう。所謂考古學の智識の乏しい私には、其やうな遺物の有無は不明であるから、敢て斯界の專攻家の教を仰ぎたいと思ふ。

ハニシ(ハジ)部は紀の文にも明示せられて居るやうに、出雲國には其以前から存立したのであるが、野見宿禰が之を紹介したので、其民部の統領に任ぜられ、鍛地を給はり、土部臣と稱し、土師連(宿禰)の祖となつたのである。鍛は借字で舊訓カタシとあり、型工作(爲)即ち土偶等の型を造ることをいひ、其に要する土地を給與せられたのは當然のことである。此縁によつて土師連等が大葬事務に携はるやうになつたとあるのは明白なる事實で、推古朝にも來目皇子の殯葬管掌の爲に、土師連猪手といふものを周芳の娑婆に派遣せられたとあり〔紀〕、上記道長の上奏も、専ら凶儀に預ることを不本意として、居住地菅原を以て氏名とせんことを請願したのである。

さりながら此傳説は埴輪及立物の起原を語ることにの外に、土器工業の勃興を暗示するものと了解せられねばならぬ。平瓮、嚴瓮の如き土器の製作は、神武紀、崇神紀等にも見え、大和に於ても太古から知られて居たのであるが、物象を製出するほどには進歩して居なかつたのみならず、其等は所謂手扶タケヅリで、専門職工といふものはなく、未だ工業化して居なかつたに反し、出雲には既にハニシと稱する工業團體も存したので、野見宿禰の進言により其工人を召し寄せて之を普及せしめられたのであらう。五十瓊敷入彦命の鐵工業輸入と共に、出雲併吞がヤマト民族の經濟生活に及ぼした大影響の一と見るべきである。

狹木之寺間陵は、前章(第二五七頁)に擧げた狹城池の附近で、垂仁天皇の御陵のある菅原の伏見とも相距ること遠からぬ地である。テラマといふ地名は残つて居らぬが、或はテル(光)マ(地區)の轉呼で、日あたりのよい處といふ意ではあるまいか。

紀記の傳説は上記を以て盡く網羅したが、此序を以て爾餘の古書中に此時代の事實として掲げたものについて、餘録として論究を試みる。國造本紀には崇神朝の任命と稱する若干の國造を擧げて居るが、今までに關説しなかつたのは石見と波多との兩國造のみである。波多は和名抄の土佐國幡多郡（現存）をいふのであるが、此時代に四國の最南端まで皇化が及んで居たとは考へられぬことであり、神教によつて天韓襲命^{アマノカラシ}を國造に定められたとあるのも奇怪であるから、此地に占據したアマ系の豪族が、其遠祖カラシ（名の義不明）といふものを顯揚せんが爲に、崇神朝に拜任したと稱したのであらう。石見國造は紀伊國造と同祖、蔭佐奈朝命の兒大屋古命が定賜せられたとあるから、大國主系と同種の木族人で、早く此地に占據し、出雲征討の際降伏したので、本領安堵を許されたものと思はれるが、其出自も名號の所由をも明にし得ぬ。

右の外火（大分）及阿蘇國造も同書には此朝の任命とあるが、誤傳と思はれることは既に前卷（第一三九頁以下）に論じた通りである。然るに其地方に於ては火君の遠祖を健緒組（純）とし、崇神朝の人なりとする説が行はれて居たと見えて、肥前及肥後風土記に國號所由説の一部分として之を掲げて居る。兩者同一内容で、多少文飾を異にするのみであるから、左に肥前風土記から其一條を拔萃する。

肥前國者、本與肥後國合爲一國、昔者磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峰、有土蜘蛛打猴頸猿二人、帥徒衆一百八十餘人、拒捍皇命、不肯降伏、朝廷勅遣肥君等祖健緒組伐之、於茲健緒組奉勅悉誅滅之、兼巡國裏、觀察消息、到於八代郡白髮山、日晚止峯、其夜虛空有火、自然燦、稍降下就此山、燎之、時健緒組見而驚怪、參上朝廷、奏言、臣辱被聖命、遠誅西戎、不霑刀刃、梟賊自滅、自非威靈何得然之、更舉燎火之狀奏聞、天皇勅白、所奏之事、未嘗所聞、火下之國可謂火國、即舉健緒組之勳

賜ニ姓名ニ曰ニ火君健緒純、便遣_レ治_ニ此國_一

建緒組が建緒純と名を易へたものとも思はれぬから、純は誤寫であらう。右の如く磯城瑞籬朝とはあるけれども、此御代には九州に派兵せられた形跡はなく、又兩筑若くは肥前を経由せずして、突如肥後の益城郡に兵を進められたとも考へられぬから、縦ひ其が事實であつたとしても景行朝以後のことであらねばならぬ。國造本紀に崇神朝の任命とある火國造遲男江はワカヲエとも訓み得られるが、或は遲は建、江は組の行書を誤寫したので、右の健緒組と同人であるかも知れぬ。いづれにしても其父と稱せられる志貴多奈彥命は、同書に成務朝定賜として掲げた伊余國造速後上命の父敷桁彥命と同一人のやうであるから(第二卷一四三頁)、景行天皇に供奉して西征したものとすべきで、朝來名の賊徒討伐に派遣せられたのは恐らくは其子であらう(次卷第三章参照)。

古風土記殘簡には尙一つ此時代に關する異聞がある。其は釋紀(一〇卷)に引用

せられたもので、尾張國風土記中卷曰として次の如く記述せられて居る。

丹羽郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇天皇御世、品津別皇子、生七歲而不_レ語、アマネク傍問_ニ群下_一無_ニ能言_レ之、乃後皇后夢有_ニ神告_一曰、吾多具國之神、名曰_ニ阿麻乃彌加都比女_一、吾未_レ得_レ祝、若爲_レ吾充_ニ祝人_一、皇子能言、亦是壽考、帝卜_ニ人覓_レ神者_一、日置部等祖、建岡君卜食、即遣_レ覓_レ神時、建岡君到_ニ美濃國花鹿山_一、攀_ニ賢樹枝_一造_レ縵誓曰、吾縵落處、必有_ニ此神_一、縵去落_ニ於此間_一、乃識_レ有_レ神、因豎_レ社、由_レ社名_レ里、後人訛言_ニ阿豆良里_一也

此は記のホムチ和氣傳説の後半から思ひついたものゝやうであるが、吾縵郷の名號所有を説くことを目的としたもので、恐らくは此地にある阿豆良神社(式)の社人の家傳であらう。アマのみカツ比賣は出雲風土記に阿遲須岐高日子根神の后とある天御梶日女命のことで(四一八四、二二二頁)、楯縫郡の多伎都比古命を生んだとあるから、多具國も亦その地をいふのであらう。日置部も亦出雲氏族なるが故に

(第二七〇頁)、故あつて此女神を奉じて尾張國に移住し、其祭神を顯揚する爲にホムチ和氣皇子に假託したので、勿論信するに足らぬ説である。

〔參照〕

古事記中卷

御眞木入日子印惠命、坐師木水垣宮治天下也、此天皇娶木國造名荒河刀辨之女刀辨二遠津年魚目目微比賣生御子、豐木入日子命、次豐鉏入日賣命、柱二又娶尾張連之祖意富阿麻比賣生御子、大入杵命、次八坂之入日子命、次沼名木之入日賣命、次十市之入日賣命、柱四又娶大毘古命之女御眞津比賣命生御子、伊玖米入日子伊沙知命、伊玖米伊沙知六字以音次伊邪能眞若命、自伊至能以音次國片比賣命、次千千都久和此三字以音比賣命、次伊賀

比賣命、次倭日子命、六此天皇之御子等、并十二柱、男王七、女故
 伊久米伊理毘古伊佐知命者治天下也、次豐木入日子命者
上毛野下毛野 妹豐鉏比賣命、拜祭伊勢大神之宮也 次大入杵命者、能登臣
 次倭日子命、於陵立人垣而 此天皇之御世、疫病多起、人民死爲
 盡、爾天皇愁歎而、坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者
 我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國
 亦安平、是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古人之時、於河
 內之美努村、見得其人、貢進、爾天皇問賜之、汝者誰子也、答曰、
 僕者大物主大神娶陶津耳命之女、活玉依毘賣生子、名櫛御
 方命之子、飯肩巢見命之子、健甕槌命之子、僕意富多多泥古
 白、於是天皇大歡以詔之、天下平民榮、卽以意富多多泥古

命爲神主而、於御諸山拜祭、意富美和之大神前、又仰伊迦賀
 色許男命、作天之八十毘羅訶、此三字以音也 定奉天神地祇之社、又
 於宇陀墨坂神祭赤色楯矛、又於大坂神祭黑色楯矛、又於坂
 之御尾神及河瀨神、悉無遺忘、以奉幣帛也、因此而役氣悉息、
 國家安平也、此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活
 玉依毘賣、其容姿端正、於是神壯夫、其形姿威儀、於時無比、
 夜半之時、倏忽到來、故相感共婚、供住之間、未經幾時、其美人
 妊身、爾父母怪其妊身之事、問其女曰、汝者自妊、无夫何由妊
 身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然
 懷妊、是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘊
此二字以音 紡麻貫針、刺其衣襪、故如教而、且時見者、所著針麻者

自戶之鉤穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鉤穴出之狀而、從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺而、名其地謂美和也。此意當多多泥古命者神君鴨君之祖也又此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴。自麻下五人等、又日子坐王者遣且波國、令殺玖賀耳之御笠、此人名者也、玖故大毘古命、罷往於高志國之時、服腰裳少女、立山代之幣羅坂而歌曰

古波夜、美麻紀伊現毘古波夜、意能賀袁袁、奴須美斯勢牟登、斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻幣都斗用、伊由岐多賀比、宇迦迦波久斯良爾登、美麻紀伊理毘古波夜

於是大毘古命思怪、返馬問其少女曰、汝所謂之言何言、爾少

女答曰、吾勿言、唯為詠歌耳、即不見其所、如而忽失、故大毘古命更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、此者為在山代國我之庶兄建波邇安王、起邪心之表耳。波邇二字以音伯父興軍宜行、即副丸邇臣之祖日子國夫玖命而遣時、即於丸邇坂居忌瓮而罷往、於是到山代之和訶羅河時、其建波邇安王、興軍待遮、各中挾河而對立相挑、故號其地謂伊杼美、今謂伊豆美也、爾日子國夫玖命乞云、其廂人先忌矢可彈、爾其建波邇安王而死、故其軍悉得中、於是國夫玖命彈矢者、即射建波邇安王而死、故其軍悉破而逃散、爾追迫其逃軍、到久須婆之度時、皆被迫窘而屎出懸於禪、故號其地謂屎禪、今者謂久須婆、又遮其逃軍以斬者、如鶉浮於河、故號其河謂鶉河也、亦斬波布理其軍士故、號其

地謂波布理會能、自波下五如此平訖、參上覆奏、故大毘古命者隨先命而罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共往、遇于相津、故其地謂相津也、是以各和平所遣之國政而覆奏、爾天下太平人民富榮、於是初令貢男弓端之調、女手末之調、故稱其御世謂所知初國之御真木天皇也、又是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也、天皇御歲壹佰陸拾捌歲、戊寅年十一月崩御陵在山邊道勾之岡上也

伊久米伊理毘古伊佐知命、坐師木玉垣宮治天下也、此天皇娶沙本毘古命之妹、佐波遲比賣命生御子、品牟都和氣命、柱又娶且波比古多多須美知能宇斯王之女、冰羽州比賣命生御子、印色之入日子命、印色二字以音次大帶日子淤斯呂和氣命、自淤

至氣五次大中津日子命、次倭比賣命、次若木入日子命、柱五又娶其冰羽州比賣命之弟、沼羽田之入毘賣命生御子、沼帶別命、次伊賀帶日子命、柱二又娶其沼羽田之入日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣命、此女王生御子、伊許婆夜和氣命、次阿邪美都比賣命、二柱此二又娶大筒木垂根王之女、迦具夜比賣命生御子、袁邪辨王、柱一又娶山代大國之淵之女、苺羽田刀辨、此二字以音音生御子、落別王、次五十日帶日子王、次伊登志別王、伊登志三字以音又娶其大國之淵之女、弟苺羽田刀辨生御子、石衝別王、次石衝毘賣命、亦名布多遲能伊理毘賣命、柱二凡此天皇之御子等十六王、男王十三故大帶日子淤斯呂和氣命者治天下也、御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也次印色入日子命者作血沼池、又作狹山池、又作

日下之高津池、又坐鳥取之河上宮、令作橫刀壹仟口、是奉納石上神宮、即坐其宮、定河上部也、次大中津日子命者、山邊之別、稻木之別、阿太之別、尾張國之三野別、吉備之石无別、許呂母之別、高巢鹿之別、飛鳥君、牟禮之別等祖也、次倭比賣命者、拜勢

大神也、次伊許婆夜和氣王者、沙本穴太部之別祖也、次阿那美都比賣命者、伊勢

嫁稻瀨次落別王者、小月之山君、三川次五十日帶日子王者、春日、

高志池君、春日部君之祖、次伊登志和氣王者、因無子而為子代、定伊部、次石衝別王者、羽咋

尾祖次布多遲能伊理毘賣命者、為倭建命之后、此天皇以沙本毘賣

為后之時、沙本毘賣命之兄沙本毘古王、問其伊呂妹曰、孰愛

夫與兄歟、答曰、愛兄、爾沙本毘古王謀曰、汝寔思愛我者、將吾

與汝治天下而、即作八鹽折之紐小刀、授其妹曰、以此小刀刺

殺天皇之寢、故天皇不知其之謀而、枕其后之御膝、為御寢、坐

也、爾其后以紐小刀為刺其天皇之御頸、三度舉而不忍哀情、

不能刺頸而、泣淚落溢於御面、乃天皇驚起問其后曰、吾見異

夢、從沙本方暴雨零來、急洽吾面、又錦色小蛇纏繞我頸、如此

之夢、是有何表也、爾其后、以爲不應爭、即白天皇言、妾兄沙本

毘古王、問妾曰、孰愛夫與兄、是不勝面問、故妾答曰、愛兄歟、爾

詭妾曰、吾與汝共治天下、故當殺天皇云而、作八鹽折之紐小

刀、授妾、是以欲刺御頸、雖三度舉、哀情忽起、不得刺頸而、泣淚

落洽於御面、必有是表焉、爾天皇詔之、吾殆見欺乎、乃興軍擊

沙本毘古王之時、其王作稻城以待戰、此時沙本毘賣命、不得

忍其兄、自後門逃出而納其之稻城、此時其后妊身、於是天皇

不忍其、后懷妊及愛重、至于三年、故廻其軍、不急攻迫、如此逗

古事記

二九七

留之間、其所_レ妊之御子既產、故出_二其御子_一置_二稻城外_一、令_レ白_二天皇_一、若此御子矣、天皇之御子所思看者可_レ治賜、於是天皇詔、雖_レ怨_二其兄_一猶不得_レ忍_レ愛_二其后_一故、即有_二得_レ后之心_一、是以選_二聚軍士之中力士輕捷_一而宣者、取_二其御子_一之時、乃掠_二取其母王_一、或髮或手、當_レ隨_二取獲_一而掬以控出、爾其后豫知其情、悉剃_二其髮_一以_レ髮覆_二其頭_一、亦腐_二玉緒_一三重纏_レ手、且以_レ酒腐_二御衣_一如_二全衣服_一、如此設備而抱_二其御子_一刺_二出城外_一、爾其力士等取_二其御子_一、即握_二其御祖_一、爾握_二其御髮_一者御髮自落、握_二其御手_一者玉緒且絕、握_二其御衣_一者御衣便破、是以取_レ獲其御子不得_二其御祖_一、故其軍士等還來奏言、御髮自落、御衣易破、亦所_レ纏御手之玉緒便絕故、不_レ獲_二御祖_一取_レ得御子、爾天皇悔恨而、惡_二作_レ玉人等_一皆奪_二其地_一、故諺曰、不_レ得_レ地玉作

也、亦天皇命詔_二其后_一言、凡子名必母名、何_レ稱是子之御名、爾答白、今當_二火燒_一稻城之時而、火中所_レ生故、其御名宜_レ稱_二本牟智和氣_一御子、又命詔、何爲日足奉、答白、取_二御母_一、定_二大湯坐若湯坐_一、宜_二日足奉_一、故隨_二其后_一白以日足奉也、又問_二其后_一曰、汝所_レ堅之美豆能小佩者誰解、美豆能三字以音也答白、且波比古多多須美智能宇斯王之女、名兄比賣弟比賣茲二女王、淨公民故、宜_レ使也、然遂殺_二其沙本比古王_一、其伊呂妹亦從也、故率_二遊其御子_一之狀者、在_二於尾張之相津_一、二侯相、作_二二侯小舟_一而持上來以、浮_二倭之市師池輕池_一、率_二遊其御子_一、然是御子、八拳鬚至_二子心前_一、眞事登波受、此三字以音故今聞_二高往鵠之音_一、始爲_二阿藝登比_一、自阿下四字以音爾遣_二山邊之大鵠_一、此者人名令_レ取_二其鳥_一、故是人追_二尋其鵠_一、自_二木國_一到_二針間國_一、亦追_二越

稻羽國、卽到旦波國多遲麻國、追廻東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以追科野國、遂追到高志國、而於和那美之水門張網、取其鳥而持上獻、故號其水門謂和那美之水門也、亦見其鳥者、於思物言而如思爾勿言事、於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟自登下三字以音如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、爾崇出雲大神之御心、故其御子、令拜其大神宮將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜、故科曙立王令宇氣比白宇氣比三字以音因拜此大神誠有驗者、住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落、如此詔之時、宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活爾者、更活、又在甜白禱之前、葉廣熊白禱令宇氣比枯、亦令宇氣比生、爾名賜其

曙立王謂倭者師木登美豐朝倉曙立王登美二字以音卽曙立王菟上王二王、副其御子遣時、自那良戶遇跛盲、自大坂戶亦遇跛盲、唯木戶是腋月之吉戶卜而出行之時、每到坐地定品遲部也、故到於出雲、拜訖大神還上之時、肥河之中作黑櫟橋仕奉假宮而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、飭青葉山而立其河下、將獻大御食之時、其御子詔言、是於河下如青葉山者、見山非山、若坐出雲之石碕之會宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也、爾所遣御伴王等、聞歡見喜而、御子者坐檳榔之長穗宮而貢上驛使、爾其御子、一宿婚肥長比賣、故竊伺其美人者蛇也、卽見畏遁逃、爾其肥長比賣患、光海原自船追來故、益見畏以、自山多和此二字以音引越御船逃上行也、於是

覆奏言、因拜大神大御子物詔故參上來、故天皇歡喜、即返菟
 上王令造神宮、於是天皇因其御子定鳥取部甘部品遲部大
 湯坐若湯坐、又隨其后之白、喚上美知能宇斯王之女等、比婆
 須比賣命、次弟比賣命、次歌凝比賣命、次圓野比賣命并四柱、
 然留比婆須比賣命弟比賣命二柱、而其弟王二柱者因甚凶
 醜返送本土、於是圓野比賣慚言、同兄弟之中以姿醜被還之
 事、聞於隣里、是甚慚而、到山代國之相樂時、取懸樹枝而欲死、
 故號其地謂懸木、今云相樂、又到弟國之時、遂墮峻淵而死、故
 號其地謂墮國、今云弟國也、又天皇以三宅連等之祖、名多遲
 摩毛理遣常世國、令求登岐士玖能迦玖木實、自登下八字以音故多
 遲摩毛理遂到其國、採其木實以縵八縵矛八矛將來之間、天

皇既崩、爾多遲摩毛理分縵四縵矛四矛獻于太后、以縵四縵
 矛四矛獻置天皇之御陵戶而、擊其木實叫哭以白、常世國之
 登岐士玖能迦玖能木實持參上侍、遂叫哭死也、其登岐士玖
 能迦玖能木實者是今橘者也、此天皇御年壹佰伍拾參歲、御
 陵在菅原之御立野中也、又其太后比婆須比賣命之時、定石
 稅作、又定土師部、此后者葬狹木之寺間陵也

索引

あ 行

裸アハダ伴トモ 六八、六九、六九
 赤花之伴 六九
 赤留比賣 二二
 阿藝登比 二二
 阿貴宮 一五
 曙立王アサタケ 二六
 朝來名峰 二六
 アサチ原 二六
 淺津間〔地〕 一三〇、一五四
 葦北國造 一三三

索引

足高玉 一九
 阿邪美都比賣命 二二、五二
 阿邪美能入比賣、荷壇入姫 二二、四三、五〇
 飛鳥君アスカ 四七
 阿太の鵜養〔家〕 八五、九七
 阿太之別 四七、九七
 吾田媛 八四、八五
 阿遲須枳高日子命 二二、二六一
 アヂマサ〔檳榔〕 二二
 吾縵郷アツラ 二二、二八七
 穴咋邑 六四
 アナシ〔穴磯〕 一五〇、二七一

三〇五

穴穗宮	一三八	天照大神	四
相津	一八三、二五九、二六〇	天照國照彥火明櫛玉饒速日尊	一七二
會津比賣神	一八五	天某邊	三三
近淡海之安國造	一五	天韓襲	二八四
淡江田賀日雲宮	一四	天日槍(天之日矛)	一九四、二三五
淡海坂田宮	一三九	阿麻乃彌加都比賣	二八七
阿閉色命	一九〇	天湯河板舉	二六二
阿倍臣遠祖武渟川別	一三四	天稚彥	二二六
阿閉柘殖宮	一三九	天夷鳥命	一〇四
海人〔族〕	八二	天火明命	一七一
甜白檮之前	二九	天穗(菩)日命	一〇五
雨師神	八	足往(犬名)	七三
天津磐坂、天津神籬	九	年魚群	三三
アマツヤシロ、クニツヤシロ(天社國社)	二、二七三	荒川戸畔	一〇、三三
		阿羅斯等〔人〕	二二二

安羅國	三九	活目(伊玖米)入彥五十狹茅尊(伊佐知命)	一九、三五、六二
阿良夫流婁斯母能	一八五	伊久良賀宮	一九
阿利斯等〔人〕	二二三	池速別命、伊許婆夜和氣命	二二、五一
伊香色雄(命)	一五、一七三	生駒〔地〕	二四、五一
イカキ(探湯)主	一四七	イザ〔地〕	三五
五十日足彥命(帶日子王)	二三、五九	膽狹々大刀	一九九、二〇一
伊賀帶日子命	二、五〇	五十狹芹彥	八八
膽香足姬命	二二、五〇	伊佐登保志	一三三
五十鶴彥命	二〇、三六	伊邪能眞若命	二〇、三五
伊賀穴穗宮	一三	イシツクリ(石稅作)	二七九
伊賀比賣命	二〇、三六	五十鈴川上	一三
息速別命	五	伊勢桑名野代宮	一四〇
活玉依姬	一五、一六、一六三	石上神宮	一六八
活目〔地〕	一四、五一、一〇〇、一〇七	祭神	一七一

神寶	六、七〇	出雲臣(國造)	三二
磯宮	一四	出雲建	三〇
出淺邑	二〇一	出雲振根	二〇四
膽武別命	三、五	伊登志(五十速石)別王(命)	三、五、七二
市河(人)	一六	稻置、稻城	一一、二五
イチシ(語義)	二五〇	稻木壬生公	四
市磯長尾市	一〇、一四、一四九	稻木之別	四
壹志藤方片樋宮	一四〇	稻依別王	五
イツカシ(嚴櫃)	一三七	五十瓊(印色)入彦命	三、四、五、一六
出石小刀(刀子)、出石梓	一九、二〇〇	五十瓊殖尊(印惠命)	三
出島	一九七	犬	七
伊都々比古	二三三	犬上君	五
泉河(木津川)	六、九二	石城別王	一九二
出雲大神	二四	石衝毘賣命	三、五
出雲國家	二二三	磐(石)衝別命(王)	三、五、一九二

石无別	四	鶉鹿々赤石玉	一九、二〇〇
イハヒヌシ(祭主)	三	鶉濡滄	二〇六、二一一
イハヒノミヤ(齋宮)	一四一、一四三	鶉河	二八
イハヒビト(忌人)	一七〇	ウケビ(誓)	二八
イハヒヘ(忌瓮)	九〇	于斯岐阿利叱智于岐	二六
石見宿禰	二八四	ウジナ(貉)	七
飯肩巢見命	一五	有情と非情	八
飯野高宮	一四〇	歌凝比賣	四
飯入根	二〇六	宇太乃阿貴宮	一六
伊部	五七、七二	菟田後幡	一七
忌矢	九	宇陀黒坂神	一七三
イリキ(入子)	元	氏神	一〇
入彦、入姫	元	内官家	二六
イロベ(某邊)	三	菟道彦、字豆毘古	三
		打猴	二五

菟砥川上宮	四、六八	息長宿禰王	一、九
菟上王	二、六	息長帶比賣命	一、九
頸狹	二、八五	忍坂、刑部	二、七二
運搬轉送機關	二、五二	忍代別尊(淤斯呂和氣命)	四
ウブスナ(産土)神	一〇	落(祖)別命	三、五
甘美韓日狹	二〇六、二二	弟羽田刀辨	三、五
宇夜江	二、六三	乙訓(地)	四
要斯母能	一、八五	弟日姫子傳説	一、六二
エタチ(役)	二、五〇	弟比賣(丹波)	四、四
兄比賣(丹波)	四	大穴磯部	二、七
エヤミ(疫病)	一、五	大海宿禰	一〇、三
淤迦美神	三、五	大海媛(意富阿麻比賣)	一〇、七
奥津鏡、邊津鏡	一、九、二〇	大入杵(來)命	二〇、三九、一九二
		大兄彦	一、九二
		大臣命	一、九〇

大鹿嶋	一、四、一三五	大伴連遠祖武日	一、四
意富加羅國	三、六	大中津日子命、大中姫命	二、四七、七一
大キト(紀門)	八五	大彦(昆古)命	二、三、一八〇
大國之淵(不遲)	三、三三	北巡路次	一、八四
大闇見戸賣	一〇〇	オホミ(大忌)	一、七〇
大坂戸	二、九	大御縣	二、六六
大坂神	三、一七三、一七五	オホミタカラ(公民)	二〇、一五
大陶祇	一、三	大水口宿禰	一、四
大鶴(人)	一、五九、一六三	大神々社	一、五
大田田禰子(意富多多泥古)	一、五、一五四	大神朝臣	一、六二
大足彦尊(大帶日子命)	三、四、六五	大母隅	二、五
大市首	三、三	大物主神	二
大市長岡岬	一、四	オホヤケ(大宅)	二、六五
大地官	一、四	大倭大神	一、四
大筒木垂根王	三	大倭神社	一、四

社傳
大湯座
於保與須賀良
大ヨソ衣
織女神オリヒメ

か行

賀我國
カグノミ(香菓、迦玖之木實)
迦具夜比賣命
香山の土
縵八縵
カサ(地)
笠縫邑
笠岡

一四七
二六七、二六八

一三三
一三三
二二九

一九二

二四二

二、五

八四

二四三

一三〇、一三三

一三、二八、二九

一九三

カジリ(呪詛)

春日氏

春日臣

春日の穴咋邑

春日山君、春日部君

春日和珥臣

珂是古(人)

風の神

振風比禮、切風比禮

傍國可憐國

カタシのトコロ(鍛地)

カタナ(彫刻刀)

葛木高名姫(葛城之高千那毘賣)命

葛城之高額比賣命

干支紀年

二三八

一四、四〇、一〇〇、二四、二六

一六九

一六九

一七〇

一七〇

二三八

八

一九九、二〇〇

一三四、一四二

二八二

一〇三

一〇三

一九六

四

河上部

川嶋河

河内之美努村

川會神社

家(神)寶徵發

カミ(神祇)

上毛野君

神ノ秀倉モ椅立ノマニマニ

神班物者

綺戸邊

神刑部

神門臣

神矢作部、神弓削部

カヤの媛(草靈)

駕洛(加羅)國

六、二六九

一九三

一八五

一九、二〇四

八

四、六四

七〇

一七三

一三、五

一七一

二二

二七〇

八

二二六、二二九

苜坂池

苜幡(羽田)戸邊

輕池、輕之酒折池

伽和羅

吉士

儀式帳

杵嶋曲

木戸(紀門)

紀直

木乃國奈久佐濱宮

木國造

岐比佐都美

吉備津彦

吉備之石尤別

二五五

二、五二

二五五

九四

二四二

二四〇

一八八

八五、二一九

三

一四二

三

三二二

八八、一八〇、一九三、二〇九

四

三二二

吉備國名方濱宮	一四二	國方(片)媛命	二〇、三六
吉備中縣(國)	一九三	國巢	一九
クエ(潰)	二七五	國魂神	九
クガタチ(盟神探湯)	一四八	桑名野代宮	一四〇
玖賀耳之御笠	一八一	桑間宮	二七
ククノチ(木靈)	八	熊白禱	三九
泳宮	元	熊神籬	一九、二〇〇
日下之高津池	五	來目(活目)	二六
櫛笥	一五	來目の高宮	一〇七
奇日方天日方	一五	黒坂命	一八九
櫛御方命	一五三	黒簀橋	三三
樟葉(久須波)	九五	皇太神宮儀式帳	一四〇
クダラ(百濟)	三三	皇位爭奪史	七四、七
クツビキ(臥機)	三六	劃紀時代	三
		灌溉疏水	二五二

鷄林	二二六	己紋(地)	二四一
繼位問題	二三、五九	コラテリアル相續	七五
筥飯浦	二三〇	許呂母之別	四七
原始宗教觀念	八	コリ(大人)	四
木事(人)	一七〇	さ行	
古嵯國	三九	齋宮	一四一、一四二
高志國	一八三	祭祀一般	一七三
越(高志)國造	一九三	祭祀復興	二
腰裳	八二	濟州嶋	二四七
コシヲリ(腰折)田	二七五	坂田宮	一九
乞食國	三九	前津見(耳)	一九六
コトトフ(言問)	二六二	サカビト(掌酒)	一六〇
コトムケ(言向)	一八〇	相樂(地)	四
		酒折池	二五五

三枝之別	三三六	三、四〇
鷺巢池	二八	一〇六
狹城池	二七	一一一
幸乃河上宮	六	一九
狹木寺間陵	二八	二五
筱幡(佐々波多)宮	一七、二六	六五、二四
佐々牟進宮	一四〇	
佐士布都神	一七三	
讚岐垂根王	五	二六
散半下國	二九	一四二
佐保家	二四	一三七
沙本穴太部	五	二六
沙本之大間見戸賣	一〇〇	二五
狹穗彦(沙本毘古)	九	二
反逆露顯	一〇	三九
狹穗姬(沙本毘賣)、佐波遲比賣	三三六	二、四〇
白	二八	一〇六
進退	二七	一一一
最後	六	一九
狹山	二八	二五
狹山池	一七、二六	六五、二四
磯堅城神籬	一四〇	
志貴多奈彦	一七三	二六
重波歸國	二九	一四二
磯城嚴櫃之本	二四	一三七
師木玉垣宮	五	二六
磯城瑞籬(師木水垣)宮	一〇〇	二五
氏族觀念の變遷	九	二
子他國	一〇	三九

下照比賣	三三	三四、六四
シチ(官名)	三九	一四
シヅ(倭)族	一七	一四五
四道將軍	二〇	一〇〇
倭文部	二二	三
斯二岐國	二六	一五
神鏡奉遷	二六	二七
神宮造營(奉遷)の動機	一三、二四	二七
神子火中出現譚	二二	二七
神酒供進式	二〇	二八
神地神戸	二	
新民部設置	七	一六
神寶徵發	一〇四	一六
鹽垂津彦	二二、二四	一九、一九七
稔禮國	三九	
下毛野君	三三	三四、六四
松樹君	三九	二二、二四
上代人の意識	一七	一四
弱水	二〇	一〇〇
社會構成の單位	二二	三
守成の君	二六	一五
入内	二六	二七
殉死制禁	二二	二七
新羅	二〇	二八
尾綱根命	七	
菅竈由良度美	一〇四	一六
酢鹿之諸男	二二、二四	一九、一九七
菅原伏見陵、菅原之御立野中陵	三九	
清日子(清彦)	三九	

崇神天皇	三	卒麻國	三九
天資	二	素都乃奈美氏	一九二
踐祚當時の版圖	一	蘓那曷叱智	三七
寶壽	六	ソナタ(其廂)	九
鈴鹿小山宮	一四〇		
スハシ(簀崎)	三三	た 行	
角力 <small>スマフ</small>	二七四	高石池 <small>タカシ</small>	二五
墨坂神	一七三、一七五	高志池君	五
垂仁天皇	二五	高巢鹿之別	四
守成の君主	三	高津池	六
寶壽	六	竹野媛	四三、四四
陶津耳(命)	一五〇、一五	高橋邑人活日	一五
總族祖神	一三	高天(海人)族の本郷	四六
疏水	二五	高宮	六
		當麻蹶速	二七三

當摩咩斐	一九	武諸隅	二〇五
多具國	二七	健緒組(純)	二八五
建稻種命	三	タタリ(絡染)	二二六
建借間命	一七	タチカキ(擊刀)	六三
武茅淳祇	一五	大刀佩部	一七〇
武淳川(建沼河)別	一三四、一三五、一七九、二〇九	橋	一四三
東征路次	一八四	但馬氏歸順	一九三
多氣佐々牟進宮	一四〇	多遲摩之俣尾	一九
武埴安彦	六、七一	多遲摩比多訶	一九
謀叛の動機	七	多遲摩比那良岐(但馬日檜杵)	一九
最後	九〇	多遲摩比泥	一九
武日連	一四、一五	田道間守(多遲麻毛理)	一九、一九七、二四二、二四六
武日照(武夷鳥、建比良鳥)命	一〇五、一〇五	多遲摩母呂須玖(但馬諸助)	一九
建布都大神	一六	タツ(鵠)	二六二
建甕槌命	一五	楯部	二七〇
索引			三一九

立物	二七八、二八一	近淡海之安國造	五
田上宮	一四〇	千千衝倭姫(千千都久和比賣)命	三〇、三六、一三六
手末調	二五二	茅渟縣陶邑	一五八
丹波道主王(命)	四二、一八〇、一八一	血沼池	六五、二五八
但波乃吉佐宮	一四	茅原	一三〇、一五六
タマガキ(玉垣)	二六	調役	二五〇
珠城宮	二六	直系承統制	七六
玉櫛姫	一八二	筑紫(津久志)	二〇七
玉作部	二七〇	筑篋命	一八七
耽羅國	二四七	土雲(都知久母)	一八九、一九一
多羅國	二九	ツヌカ(角鹿)	二三〇、二三一
タワ(峠)	二三五	都怒我阿羅斯等	一三八
チ(靈)	八	角凝魂命	二六七
チオモ	三	柘植宮	一三九
乳母	三		

鐵器及鐵工業	六七	十市縣主	四〇
テビト(伎人)	一七四	十市之入日賣(十市瓊入姫)	二〇、四〇
テラマ(寺間)陵	二八三	遠津年魚眼眼妙媛	三三、二一〇
刀劍製作	六七	迹見池	二五七
土器工業	二八三	トモのミヤツコ(部造)	二六六
トキシクのカグのミ(非時香菓)	二四三	豊城入彦(豊木入日子)命	二〇、三四、六四、一九〇
常世國	二四五	豊鍬(耜)入姫(豊鉏入日賣)命	二〇、三四、二八、二六六
常世浪重波歸國	一四三、一四四、二四五	豊布都神	一七二
地得又玉作	一八	取石池	二五六
鳥取之河上宮	四六、六七	鳥養(甘)部	二六五、二六七、二六八
鳥取連	一六三	な 行	
鳥取部	二六五、二六七	那賀(仲)國造	一八七
十市(千)根	一四三、二五	ナカツオミ(中臣)	一七
		中ツ彦、中ツ姫	四七

中臣氏

一四七

中臣連遠祖大鹿嶋

一四四

長尾(岡)市

一〇、一四、一四九

泣イサチ

一三三、一六一

奈良戸

二二九

奈良(那羅)山

九〇、九二

饒速日命

一七一

西紀

四

日羅(人)

一三三

野代宮

一四〇

鐸石(沼帶)別命

二、四、四九

淳名城入姫(沼名木之入日賣)命

一三、二〇、四〇

淳葉田瓊入姫(沼羽田之入日賣)命

二六〇、二八二

一四、一〇、一三、一四〇

野見宿禰

二二、一七四

野實連

二二、一七五

農業振興

一五一

能登臣(能等國造)

三九、一九二

は行

旁系相續

七五

波久岐國造

一九三

羽咋君

五、一九二

ハシノ墓

一六四、一六七

箸墓傳説

一六四

ハシダテ(梯)

七一

ハジベ(土部)

二六〇、二八二

ハセツカヒ(丈)部

一五

泊樞部

一七一

ハツニクシラス(御肇國、所知初國)天皇

二、五〇、二五二

ハニシ(土師)

二八〇、二八二

土師連(宿禰)

二二

土師(土)部

二二

埴田

二五三

埴安家

九七

ハニワ(埴輪)

二八二、二八七

葉廣熊白禱

二三五

羽太玉、葉細珠

一九九

羽振苑(波布理會能)

九三

ハユマツカヒ(驛使)

一五

ヒ(火)(族)

二三四

彦五十狹茅命

一〇、一五

氷香戸邊

二二三

氷上(丹波)

二二三

日置部

二七〇、二八七

日子坐王

一八〇

彦國葺(日子國夫玖)命

七九、九〇、一四四、一四五、一四一

彦狹島王

六四、二二

彦狹島命(能等國造)

三九、一九二

非情と有情

八

人垣

三六

日子多多須王

一八一

彦屋主田心命

一九三

彦八綱田

六四、二二

比奈良珠命

一八七

火葦北國造阿利斯登	二三三	兩道入姫(布多遲能伊理毘賣)命	三、五
日鏡	一九、二〇〇	布多遲比賣	五
肥の川	三四	二俣舟	二六〇
肥長比賣	三四	藤方片樋宮	一四〇
日葉酢媛(比婆須比賣)命、日葉酢根命	三、四、四、二二、二七	布都努斯神	一六八、一七一、一七二
ヒムカ(語義)	二三	布都御魂	一六八、一七二
ヒメコソ(比賣許會、姬社)の社	二二六	フトマニ(太占)	二二六
ヒメナソビ(神樂)	八	太耳(人)	一九六
紐 <small>カクテ</small> 小刀	一〇三	フム(蹶)	二七五
ヒモロギ	二〇〇	振根(人)	二〇六
神籬造營の動機	二九	振神、布留御魂神	一六八、一七一
辟田首	二二二	兵器の準備及管掌	六
ヒレ(領巾)	八四、八五	兵庫	六
ビロウ(檳榔、蒲葵)	二二二		

ヘソ(綜麻)	一六三	摩須郎女	四
ヘラ(ヒラ)坂	八	麻多鳥(麻拖能鳥)	一九六
幣羅坂の少女	七九	眞砥野(圓野)媛	四、四
		マヘツキミ(卿大夫)	一八、一三五
ホクラ(神庫)	七二、一四		
矛八矛	二四三	ミオモ(御母)	二二
ホコユケ(弄槍)	三三	御毛沼命	二四五
捕鳥傳説	二六四	甕襲(人)	七三
本牟智(都)和氣、譽津別命	二二、四、四〇、二二、二四、二五	朝廷別王	四
		三川之衣君	五
品遲部、譽津部	四、二五、二七、二六八	甕布都神	一七二
		田部	二六六
ま行		道主王(命)	一八〇、一九三
眼妙媛(眼微比賣)	三二、三三、一五	道公	一九三
眞敷刀俣	三六	ミヅカキ(瑞垣)	二六

瑞籬(水垣)宮	二五	屯倉 ^{ミヤケ}	二五
ミツギ(調)	二五	三宅連	二〇三
美豆能小佩	一三三	屋主忍男武雄心命 ^{ミヤスシ}	三
水齒郎媛	一九二	神君 ^{ミツノ}	一六二
御杖代、御杖	一三〇、一三七	美和の御諸宮	一三〇
三野之別	四	三輪山	一五
美濃伊久良賀宮	一九	三尾君	五、一九
民族信仰の統一	一七	身狹桃花鳥坂 ^{ムササ}	二七六
民部新設	一九	ムジナ(貉)	七
御戈命	一九	牟禮之別	四
御間城(御真木)入彦五十瓊殖(印惠)天皇	九	物實 ^{モノシロ}	四
御間城姫(御真津比賣命)	二〇、三三、三四、三五	模造劍鏡	一三
任那(彌摩那)	二七、三二	物部氏	一四
三間名公	二二		
三諸山	一五		

物部首	一九
物部(大)連	一六、一九
物部(連遠祖)十市(千)根	一四、二四
物部の八十手	一五、一七
百襲姫	八

や 行

八坂(語義)	三
夜尺斯、夜筑斯	一八
八尺瓊勾玉	七
八坂(之)入彦命	二〇、元
八坂振天某邊	二〇、三
八鹽折之紐小刀	一〇三
家田の田上宮	一四
矢田部造	二〇六

索引

八掬脛	一九
八拳鬚至 ^{ムナサキ} 于心前	二六
八綱田(人)	二〇
山代川	九
山代之大國之淵	五
ヤマツチ(山神)	八
倭建命の出雲征討	二〇
ヤマト朝廷	一七
倭迹々姫(命)	八四、一七
倭迹々日百襲姫(命)	一三、八三、一五〇、一六四
倭迹速神淺茅眼妙姫	一四
倭(大倭)大神	一三、一四
倭大國魂神	一〇
日本大足彦忍代別尊	四
倭笠縫邑	二八、三二

倭狭城池

二五七

倭者師木登美豐朝倉曙立王

二五、二七

倭彦(日子)命

二〇、二六、二七、二八

倭日向武日向彦八綱田

一一三

倭姫(比賣)命

一五、二八、二六、二二

ヤマト民族

二六

混成及總族長

一一

矢作部

二七〇

山邊之縣主

二六三

山邊之大鶴

三〇、二五、二四

山邊公

四八

山邊道(勾之岡)上陵

二五

山邊之別

四七、七一

止屋(地)

二〇九

湯母ユモ

三三

ユカキ(探湯)

一四

湯河板舉ユカハタナ

二六、二七

弓削部ユゲベ

二七〇

ユニハ(齋庭)

一四

弓端(弭)の調ユハツ

二五

夢

一〇九

ユエ(湯座)

三三、二九

依網池ヨサミ

二五四

ヨロヒ(甲)

九四

ら行

靈夢

二〇九

連帶責任觀

一四

わ行

ワ(櫛)

一七

稚淺津姬命

二、五

稚城瓊入彦(若木入日子)命

三、四

若湯坐ユエ

二七、二八

輪韓川(和訶羅河)

九〇

遲男江(人)

二六

我君(和伎)

九三

掖月ウキツキ

二九

ワケ(和氣、別)

三

和氣朝臣

四

ワダツチ(海神)

八

渡屯家ワタノミヤ

二六

和那美之水門

二六

和珥坂

八二

和珥臣遠祖彦國葺

一四

雄淺津間稚子宿禰尊オホノシロ

五

岡屋臣オカノヤ

七

袁邪辨王

三、三

小月之山君

五

乎止與命

六

尾張の相津

二九

尾張大印岐

六

尾張中嶋宮

一四

尾張國三野別

四

ヲヒモ(小佩)

三三

小山宮

一四〇

昭和六年十二月二十日印刷
昭和六年十二月二十五日發行

紀論究
建國篇
師木宮
〔定價金二圓〕

著者 松岡靜雄

發行者 東京市神田區通神保町一
株式會社同文館

發行所 森山章雄

印刷者 東京市神田區表猿樂町二番地
中村修二

印刷所 東京市神田區表猿樂町二番地
株式會社開明堂支店




版權所有

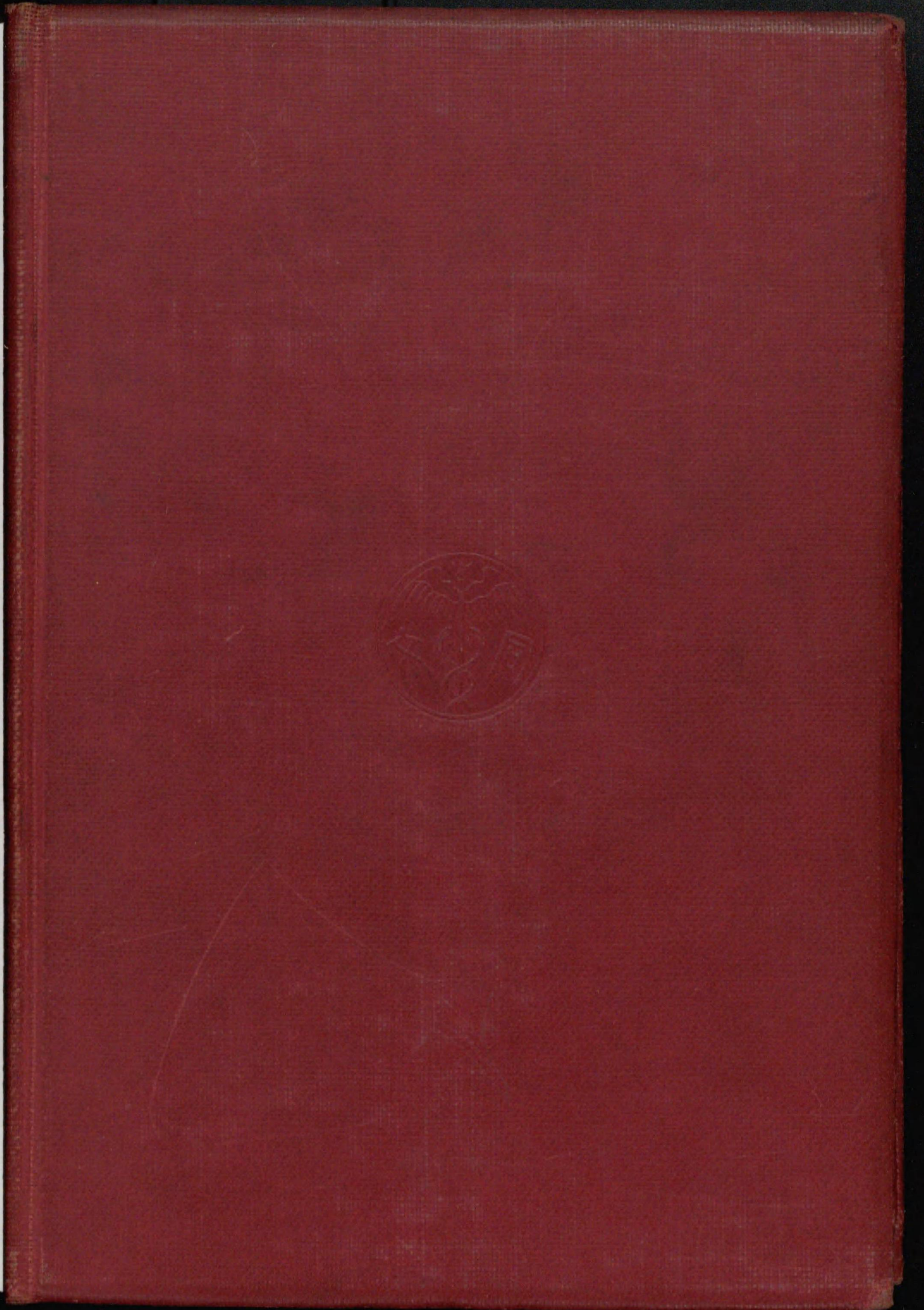
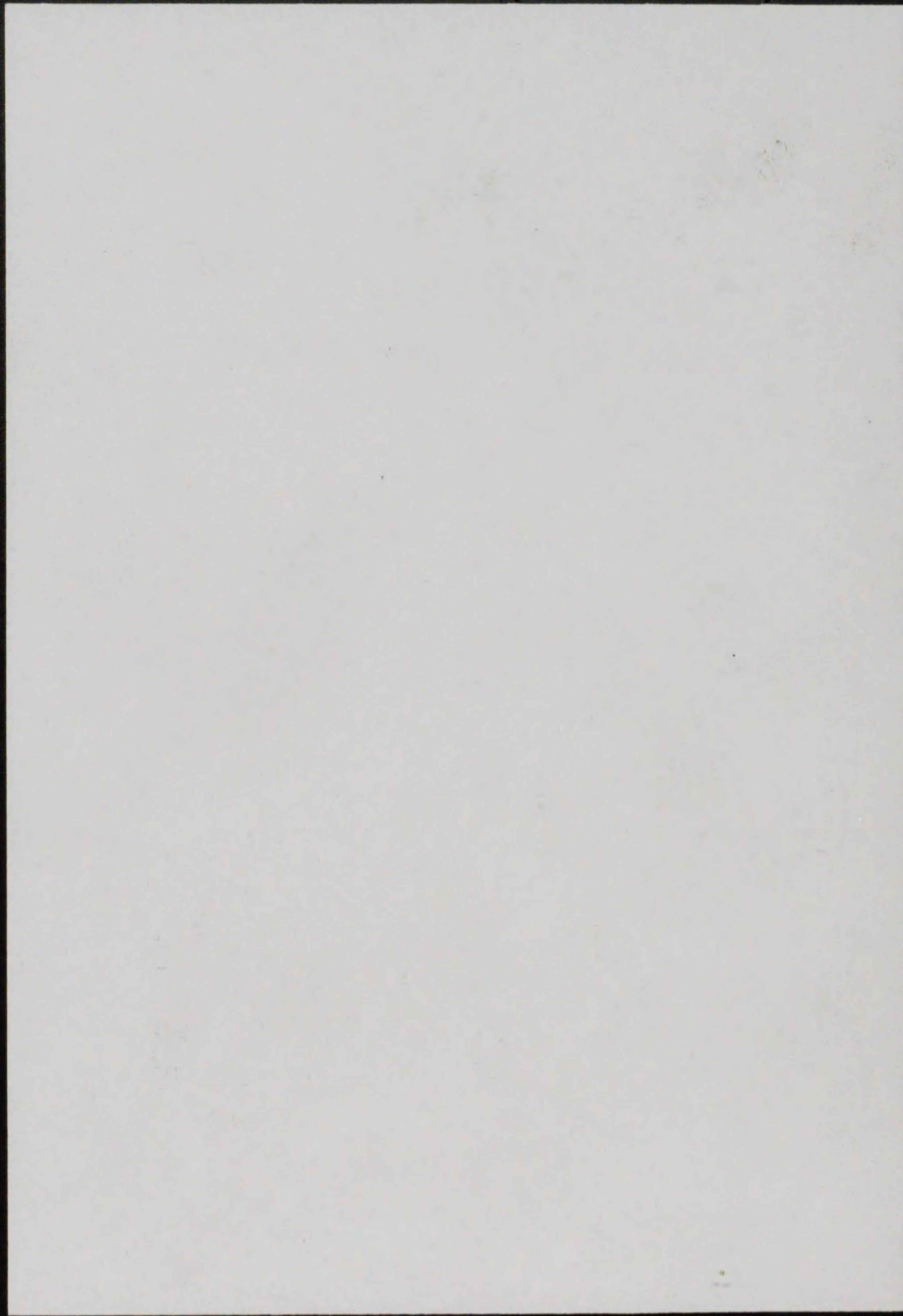
發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座 阿波座下通二ノ六
大阪・西區 阿波座下通二ノ六
振替口座 大阪 二二二八

株式會社
同文館



595
288

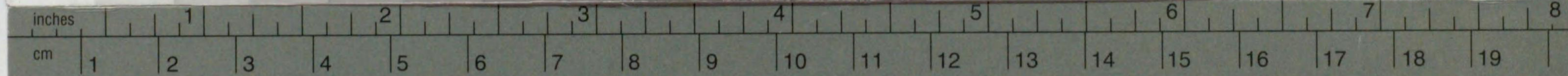


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

